

第4回

松江市・東出雲町 合併任意協議会

会議資料



日時：平成22年1月25日(月)午後2時

場所：タウンプラザ島根

目 次

議 事

議案（１）合併の方式について（継続協議）	1
議案（９）条例、規則等の取扱いについて（継続協議）	2
議案（10）事務組織及び機構の取扱いについて（継続協議）	3
議案（11）一部事務組合等の取扱いについて（継続協議）	4
議案（12）公共的団体等の取扱いについて（継続協議）	5
議案（13）補助金、交付金等の取扱いについて（継続協議）	6
議案（14）防災関係の取扱いについて（継続協議）	7
議案（15）広報、広聴事業の取扱いについて（継続協議）	8
議案（16）民生児童委員の取扱いについて（継続協議）	9
議案（17）環境衛生業務に係る手数料等の取扱いについて（継続協議）	10
議案（18）学校給食費の取扱いについて（継続協議）	11
議案（19）小中学校の通学区域等の取扱いについて（継続協議）	12
議案（20）使用料、手数料等の取扱いについて	13
議案（21）情報公開等の取扱いについて	26
議案（22）国民健康保険事業の取扱いについて	30
議案（23）介護保険事業の取扱いについて	41
議案（24）各種健診事業の取扱いについて	56
議案（25）児童福祉事業の取扱いについて	65
議案（26）高齢者福祉事業の取扱いについて	83
議案（27）障がい者福祉事業の取扱いについて	94
議案（28）都市計画区域等の取扱いについて	106
議案（29）公立幼稚園保育料等の取扱いについて	111

議案（１）

合併の方式について、下記のとおり提案する。

平成２１年１２月１７日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

合併の方式について（継続協議）

合併の方式は、八束郡東出雲町の区域を松江市に編入する編入合併とする。

議案（ 9 ）

条例、規則等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 1 月 1 3 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

条例、規則等の取扱いについて（継続協議）

条例、規則等については、松江市の条例、規則等を適用する。

ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じて条例、規則等の新規制定、一部改正を行う。

議案（ 10 ）

事務組織及び機構の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 13 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

事務組織及び機構の取扱いについて（継続協議）

- （ 1 ）松江市の事務組織及び機構に統一する。
- （ 2 ）本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務等の本庁で一括処理することが適している事務を所掌する。
支所は、本庁において処理する事務を除いて住民サービスを提供する機関とする。
- （ 3 ）東出雲町の附属機関等は、原則として松江市の附属機関等に統合する。なお、東出雲町固有の附属機関等については、実態を考慮して調整する。

議案（ 1 1 ）

一部事務組合等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 1 月 1 3 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

一部事務組合等の取扱いについて（継続協議）

一部事務組合等の取扱いについては、次の方針により、合併時までに調整する。

- （ 1 ）松江市と東出雲町で構成している松江市、東出雲町山林組合は、合併の前日をもって解散し、当該組合の業務及び当該組合が所有する財産については、全て松江市に引き継ぐものとする。
- （ 2 ）島根県市町村総合事務組合については、松江市は引き続き加入し、東出雲町は合併の日の前日をもって脱退する。
- （ 3 ）島根県後期高齢者医療広域連合については、松江市は引き続き加入し、東出雲町は合併の日の前日をもって脱退する。
- （ 4 ）松江圏救急医療対策協議会については、松江市は引き続き加入し、東出雲町は合併の日の前日をもって脱退する。

議案（ 1 2 ）

公共的団体等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 1 月 1 3 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

公共的団体等の取扱いについて（継続協議）

公共的団体等の取扱いについては、合併後の市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整に努めるものとする。

- （ 1 ）両市町に共通する団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう、調整に努める。
- （ 2 ）統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう、調整に努める。
- （ 3 ）独自の団体については、原則として現行のとおりとする。

議案（ 13 ）

補助金、交付金等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 13 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

補助金、交付金等の取扱いについて（継続協議）

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から見直しを図り、以下の方針により調整する。

- （ 1 ）両市町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て、松江市の制度に統一する方向で調整する。
- （ 2 ）独自の補助金、交付金等については、従来の実績等を考慮し、合併後の市域内での均衡を保つよう調整する。
- （ 3 ）整理統合できる補助金、交付金等については、関係団体と協議し、統合または廃止するよう調整する。

議案（ 14 ）

防災関係の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 13 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

防災関係の取扱いについて（継続協議）

- （ 1 ）防災会議、水防協議会及び国民保護協議会については、それぞれ松江市の組織に統一する。
- （ 2 ）地域防災計画、水防計画及び国民保護計画については、それぞれ合併後速やかに見直しを行う。ただし、見直しを行うまでの間は、両市町の計画を地区毎に適用する。
- （ 3 ）防災行政無線については、当分の間、両市町それぞれのシステムを利用し、合併後に統合を検討する。

議案（ 15 ）

広報、広聴事業の取扱いについて下記のとおり提案する。

平成22年1月13日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

広報、広聴事業の取扱いについて（継続協議）

- （ 1 ） 広報紙については、松江市の例に統一するように調整する。
- （ 2 ） 広聴事業については、松江市の例により実施する。

議案（ 16 ）

民生児童委員の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 13 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

民生児童委員の取扱いについて（継続協議）

- （ 1 ） 合併後の市の民生児童委員及び主任児童委員の定数については、平成 22 年 1 月 2 月 1 日改選時の定数の合算とする。
- （ 2 ） 合併期日の前日時点で委嘱されていた東出雲町の民生児童委員及び主任児童委員については、松江市に引き継ぐ。
- （ 3 ） 東出雲町の民生児童委員及び主任児童委員の担当区域については、現行のとおり松江市に引き継ぐ。
- （ 4 ） 東出雲町の民生児童委員協議会については、地区民生児童委員協議会として松江市に引き継ぎ、松江市民生児童委員協議会連合会へ加入する。

議案（ 17 ）

環境衛生業務に係る手数料等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 13 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

環境衛生業務に係る手数料等の取扱いについて（継続協議）

- （ 1 ）指定ごみ袋代金については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。
- （ 2 ）ごみの分別の種類及び方法については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。
- （ 3 ）ごみの収集回数については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。
- （ 4 ）自己が直接搬入するごみ処理については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。

議案（ 18 ）

学校給食費の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成22年1月13日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

学校給食費の取扱いについて（継続協議）

学校給食費については、当面、現行のとおりとし、合併後統一する方向で調整する。

議案（ 19 ）

小中学校の通学区域等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 13 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

小中学校の通学区域等の取扱いについて（継続協議）

小中学校の通学区域については、現行のとおりとする。

ただし、東出雲町が松江市へ教育事務の委託を行っている学齢児童及び学齢生徒の居住地については、通学距離や生活圏域等を考慮し、合併時に通学区域を変更する。

議案（ 20 ）

使用料、手数料等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 25 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

使用料、手数料等の取扱いについて

- （ 1 ）施設使用料については、それぞれ異なっているが、現行のとおりとする。
ただし、公民館使用料については、当分の間現行のとおりとし、合併後に調整する。また、学校施設使用料については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。
- （ 2 ）占用料については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。
- （ 3 ）手数料については、差異のあるものは、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。

(参考資料)

使用料、手数料等に関する根拠法令 (抜粋)

『 地方自治法 』

(使用料)

第 2 2 5 条 普通公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

【用語解説】

使用料 …… 行政財産の目的外使用又は公の施設の使用の対価として、条例の定めるところに従い徴収するもの。

行政財産 …… 地方公共団体において、公用もしくは公共用に供するものと決定した財産。

(手数料)

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

【用語解説】

手数料 …… 特定の者に提供する役務に対して徴収するものであり、地方公共団体の事務につき条例で徴収するもの。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務 (以下本項において「標準事務」という。) について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2、3 (略)

(行政財産の管理及び処分)

第 2 3 8 条の 4

1 ~ 6 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8、9 (略)

使用料、手数料等(調整項目)

調整の方針	1. 現行どおりとする。	4. 合併後、時間をかけて調整する。
	2. それぞれ異なっているが、現行どおりとする。	
	3. (松江市)の例により調整する。(一元化)	

1. 施設使用料

項目		松江市	東出雲町	調整の方針案
福祉	福祉センター	松江市鹿島福祉センター 会議室等 420円～1,680円/1h	-	1
	介護予防拠点施設	21施設 (例)美保関東ふれあいプラザ 200円～1,600円/時間帯	東出雲町介護予防拠点施設 おちらと村 研修室、作業室等 150円～2,000円/1h	2
	老人福祉センター	5施設 (例)恵曇老人福祉センター 250円～1,260円/1h	2施設 (例)東出雲町老人福祉センター 210円～3,465円/時間帯	2
	保健センター	3施設 松江市鹿島保健センター 250円～500円/1h	-	1
環境衛生	公園墓地	松江市公園墓地 (永代使用料) 芝生墓所4～9㎡ 160千円～630千円 普通墓所4～9㎡ 160千円～675千円 (管理料年額) 芝生墓所 1㎡当 960円 普通墓所 1㎡当 740円	-	1
	霊苑	松江市北霊苑、松江市南霊苑 (永代使用料) 1等地 2.25㎡ 225千円 2等地 1.69㎡ 169千円 3等地 1.00㎡ 100千円 (管理料年額) 1等地 2.25㎡ 2,250円 2等地 1.69㎡ 1,690円 3等地 1.00㎡ 1,000円	-	1
	斎場	松江市斎場 (例) 市民 大人1体 8,000円 市民以外(東出雲町) 大人1体 20,000円 市民以外(その他) 大人1体 45,000円	-	1
農林	市町民農園	4箇所 (例)湖北ファミリー農園 年額400円/㎡	東出雲町民ふれあい農園 月額8円/㎡	2

使用料、手数料等(調整項目)

調整の方針	1. 現行どおりとする。	4. 合併後、時間をかけて調整する。
	2. それぞれ異なっているが、現行どおりとする。	
	3. (松江市)の例により調整する。(一元化)	

1. 施設使用料

項目		松江市	東出雲町	調整の方針案
建設	駐車場	・松江駅南口駐車場 ・松江駅前地下駐車場 (8:00～22:00) 20分以内 無料 1時間以内 200円 1時間以降30分ごと 100円 (22:00～翌8:00) 20分以内 無料 1時間ごと 100円	・座頭川駐車場、新中駐車場 2,000円/月 ・ふれあい広場駐車場 3,400円/月	1
	学校施設	講堂及び体育館 500円/1h 会議室等 200円/1h(1室当たり) 校庭 300円/1h 冷房、暖房、照明 100円/1h -	体育館 2,100円～6,300円/時間帯 教室 840円～2,520円/時間帯 校庭 2,100円～4,725円/時間帯 暖房器具 210円/1h 幼稚園遊戯室、保育室、園庭 525円～3,150円/時間帯	3
教育	公民館	直営方式(7箇所) 恵曇公民館(鹿島) 佐太公民館(鹿島) 講武公民館(鹿島) 御津公民館(鹿島) 玉湯公民館 八束公民館(八束会館) 八雲公民館 (例) ・恵曇公民館 250円～750円/1h ・佐太公民館 250円～500円/1h ・講武公民館 130円～500円/1h ・御津公民館 250円～500円/1h	直営方式(4箇所) 出雲郷公民館 揖屋公民館(町民会館) 意東公民館 上意東公民館 (例) ・出雲郷公民館 315円～1,050円/1h ・東出雲町民会館 300円～1,560円/1h	4
		公設自主運営(25箇所) ・使用料なし、光熱水費実費負担	-	1

使用料、手数料等(調整項目)

調整の方針	1. 現行どおりとする。	4. 合併後、時間をかけて調整する。
	2. それぞれ異なっているが、現行どおりとする。	
	3. (松江市)の例により調整する。(一元化)	

1. 施設使用料

項目		松江市	東出雲町	調整の方針案
教育	社会体育施設	松江市営陸上競技場 松江市総合体育館 松江市社会体育館ほか (例) 松江市社会体育館 個人 中学生以下 10円 / 1h 高校生 40円 / 1h 大学生・一般 70円 / 1h 占用 中学生以下 300円 / 1h 高校生 500円 / 1h 大学生・一般 700円 / 1h 松江市ニュースポーツ公園グラウンドゴルフ場 (20人未満) 中学生以下 200円(1人1日) 高校生以上 500円(1人1日) (20人以上) 中学生以下 100円(1人1日) 高校生以上 350円(1人1日) 鹿島グラウンドゴルフ場 (20人未満) 中学生以下 200円(1人1日) 高校生以上 350円(1人1日) (20人以上) 中学生以下 100円(1人1日) 高校生以上 250円(1人1日)	東出雲町立総合体育館 東出雲町グラウンドゴルフ場ほか (例) 東出雲町立総合体育館 中学生以下 157円～9,450円 / 時間帯 高校生以上 315円～18,900円 / 時間帯 東出雲町グラウンドゴルフ場 (20人未満 個人) 中学生以下 50円～250円 高校生以上 200円～500円 / 1時間未満～終日 (時間により区分) (20人～50人未満 団体) 中学生以下 50円～150円 高校生以上 150円～400円 / 1時間未満～終日 (時間により区分) (50人以上 団体) 中学生以下 50円～100円 高校生以上 100円～300円 / 1時間未満～終日 (時間により区分)	4

使用料、手数料等(調整項目)

調整の方針	1. 現行どおりとする。	4. 合併後、時間をかけて調整する。
	2. それぞれ異なっているが、現行どおりとする。	
	3. (松江市)の例により調整する。(一元化) *1	

2. 占用料

項目	松江市	東出雲町	調整の方針案
普通河川占用料	普通河川占用料 (例)電柱類 1本 550円/年	普通河川占用料 (例)電柱(支柱、支線含)、 その他柱類 1基 680円/年	3
	土砂採取料	河川土砂等採取料 (例)土 120円/1m ³ 砂 140円/1m ³	河川土砂等採取料 (例)土 70円/m ³ 砂 80円/m ³
道路占用料	道路占用料 (例) 第1種電柱 1本 1,000円/年 第2種電柱 1本 1,600円/年 第3種電柱 1本 2,200円/年 第1種電話柱 1本 930円/年 第2種電話柱 1本 1,500円/年 第3種電話柱 1本 2,100円/年	道路占用料 (例)電柱 1本 680円/年 電話注 1本 250円/年	3
公園占用料	公園占用料 (例) 第1種電柱 1本 1,000円/年 第2種電柱 1本 1,600円/年 第3種電柱 1本 2,200円/年 第1種電話柱 1本 930円/年 第2種電話柱 1本 1,500円/年 第3種電話柱 1本 2,100円/年	公園占用料 (例)電柱 1本 690円/年	3

*1 経過措置として、合併前の東出雲町の条例の規定により占用許可を受けたものの占用料については、その許可期間が満了するまでの間は合併前の例による。次回更新時に松江市の例に統一する。

使用料、手数料等(調整項目)

調整の方針	1. 現行どおりとする。	4. 合併後、時間をかけて調整する。
	2. それぞれ異なっているが、現行どおりとする。	
	3. (松江市)の例により調整する。(一元化)	

3.手数料

(1)住民窓口

項目	松江市	東出雲町	調整の方針案
戸籍謄抄本	1通 450円	1通 450円	1
除籍原戸籍	1通 750円	1通 750円	1
戸籍記載事項証明	証明事項1件 350円	証明事項1件 350円	1
除籍記載事項証明	証明事項1件 450円	証明事項1件 450円	1
戸籍届出受理証明	1件 350円 (上質紙1件 1,400円)	1件 350円 (上質紙1件 1,400円)	1
届書閲覧	1件 350円	1件 350円	1
登録原票記載事項証明	1通 300円	1通 300円	1
戸籍附票	1通 300円	1通 300円	1
住民票	1通 300円	1通 300円	1
住民票記載事項証明	1通 300円	1通 300円	1
身分証明	1通 300円	1通 300円	1
印鑑登録	1件 300円	1件 300円	1
印鑑登録証明	1通 300円	1通 300円	1
住民基本台帳閲覧	1件 200円	1件 200円	1
住民基本台帳カード	1件 500円 (平成23年3月31日までは無料)	1件 500円 (平成22年3月31日までは無料)	3
その他諸証明	1件 300円	1件 300円	1
証明書自動交付機による 交付の場合	1通 200円 (住民票・印鑑登録証明・税証明)	-	3
臨時運行許可	1両 750円	-	3

使用料、手数料等(調整項目)

調整の方針	1. 現行どおりとする。 2. それぞれ異なっているが、現行どおりとする。 3. (松江市) の例により調整する。(一元化)	4. 合併後、時間をかけて調整する。
-------	--	--------------------

3. 手数料

(2) 税 務

項目	松江市	東出雲町	調整の方針
市町村県民税に関する証明	1件 300円	1件 300円	1
固定資産税に関する証明	1件 300円	1件 300円	1
資産証明	1件 600円 市民税と固定資産税の証明	1件 300円 固定資産税の証明のみ	3
課税台帳(名寄帳)の証明	1件 300円	1件 300円	1
課税台帳(名寄帳)の閲覧	1件 200円	1件 300円	3
土地・家屋台帳の証明	1件 300円 家屋台帳のみ。 土地台帳は法務局での取扱い。	1件 300円	3
土地・家屋台帳の閲覧	1件 200円 家屋台帳のみ。 土地台帳は法務局での取扱い。	1件 300円	3
切図の証明	現況図(航空写真)で代用	1件 300円	2
切図の閲覧	現況図(航空写真)で代用	1件 300円	2
納税証明	1件 300円	1件 300円 国民健康保険税納税証明含	3
車検用軽自動車税納税証明	無 料	無料	1
督促手数料	1件 80円	1件 100円	3
国民健康保険料納付証明	1件 300円	-	3
申告用(納付額通知)	無料	無料	1
住宅用家屋に関する証明(措置法41条・42条)	1件 300円	1件 300円	1
現況図(航空写真)古絵図の複写	1件 200円	切図で代用	2
路線価図標準宅地図の複写	1件 200円	1件 300円	3

使用料、手数料等(調整項目)

調整の方針	1. 現行どおりとする。	4. 合併後、時間をかけて調整する。
	2. それぞれ異なっているが、現行どおりとする。	
	3. (松江市)の例により調整する。(一元化)	

3. 手数料

(3) 福祉

項目	松江市	東出雲町	調整の方針案
介護保険料納付証明書 交付手数料	1通 300円	無料	3
おむつ代医療費控除 証明書交付手数料	1通 300円	無料	3

(4) 環境衛生

項目	松江市	東出雲町	調整の方針案
一般廃棄物収集・ 運搬業許可申請	1件 8,000円	1件 5,000円	3
一般廃棄物処分業 許可申請	1件 8,000円	1件 5,000円	3
浄化槽清掃業 許可申請	1件 14,000円	1件 8,000円	3
許可証再交付申請	1件 3,000円	1件 1,000円	3
犬、ねこ等動物の 死体処理	1件 500円	-	3
犬の登録手数料	1件 3,000円	1件 3,000円	1
犬の鑑札の 再交付手数料	1件 1,600円	1件 1,600円	1
狂犬病予防注射済票 交付手数料	1件 550円	1件 550円	1
狂犬病予防注射済票 再交付手数料	1件 340円	1件 340円	1
し尿処理	18リットル 190円	18リットル 190円	1
浄化槽汚泥処理	18リットル 58円	18リットル 116円	3

使用料、手数料等(調整項目)

調整の方針	1. 現行どおりとする。 2. それぞれ異なっているが、現行どおりとする。 3. (松江市)の例により調整する。(一元化)	4. 合併後、時間をかけて調整する。
-------	---	--------------------

3. 手数料

(5) 農 林

項目	松江市	東出雲町	調整の方針案
農地関係証明手数料	1件につき 300円	無料	3

(6) 屋外広告物許可

項目	松江市	東出雲町	調整の方針案
はり紙	1件につき100枚までごと 410円	1件につき100枚までごと 410円	1
はり札	1件につき10枚までごと 410円	1件につき10枚までごと 410円	1
旗及びのぼり	1本 360円	1本 360円	1
広告幕	1張 620円	1張 620円	1
広告板類及び広告塔 (1㎡未満)	1個 310円	1個 310円	1
" (1㎡以上 3㎡未満)	1個 780円	1個 780円	1
" (3㎡以上10㎡未満)	1個 1,660円	1個 1,660円	1
" (10㎡以上100㎡未満)	1個1,660円に10㎡を 超えるごとに1,090円を加算	1個1,660円に10㎡を 超えるごとに1,090円を加算	1
" (100㎡以上)	1個 12,360円	1個 12,360円	1
電柱、街路灯等の広告 (巻きつけ)	1枚 310円	1枚 310円	1
" (突き出し)	1個 310円	1個 310円	1
照明広告(3㎡未満)	1個 1,660円	1個 1,660円	1
" (3㎡以上10㎡未満)	1個 2,810円	1個 2,810円	1
" (10㎡以上100㎡未満)	1個2,810円に10㎡を 超えるごとに1,660円を加算	1個2,810円に10㎡を 超えるごとに1,660円を加算	1
" (100㎡以上)	1個 19,140円	1個 19,140円	1
気球広告	1個 1,400円	1個 1,400円	1

使用料、手数料等(調整項目)

調整の方針	1. 現行どおりとする。	4. 合併後、時間をかけて調整する。
	2. それぞれ異なっているが、現行どおりとする。	
	3. (松江市)の例により調整する。(一元化)	

3. 手数料

(7) 都市計画

項目	松江市	東出雲町	調整の方針案
都市計画に定める境界線確認申請	1枚 300円	1枚 300円	1
地域証明	1枚 300円	1枚 300円	1
都市計画総括図(カラー) 各種	1枚 1,000円	1枚 1,000円	1
都市計画図(白黒)	1枚 300円	-	3

最近の合併事例における使用料、手数料等の取扱いについて

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
小林市 (宮崎県) H22.3.31 (予定)	小林市	38,923	編入	<p>1. <u>同一又は同種の使用料、手数料等については、原則として小林市の制度等に統一する。ただし、急激な住民負担の増加を伴うものについては、経過措置等を設ける。</u></p> <p>2. 独自の使用料、手数料等については、受益者負担及び負担公平の原則に立ち、適切な負担となるよう調整する。</p>
	西諸県郡 野尻町	8,670		
豊川市 (愛知県) H22.2.1 (予定)	豊川市	120,967	編入	<p><u>使用料については、現行のとおりとし、合併後の新市において見直しを行うものとする。ただし、行政財産目的外使用料(電柱、電話柱等)、道路占用料、河川占用料、都市公園占用料、公共用物占用料については、合併時に豊川市の制度に統一する。</u></p> <p><u>手数料については、合併時に豊川市の制度に統一する。</u></p>
	宝飯郡 小坂井町	21,881		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	<p>(1) <u>施設等の使用料については、現行のまま新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に使用料の見直しを行う。</u>なお、使用料等に大きな差異があり、調整が必要なものについては、平成23年度から3年間で段階的に調整するものとする。</p> <p>(2) <u>公共物の使用料及び占用料については、合併時に高崎市の制度を基準に統一する。</u></p> <p>(3) <u>戸籍法等関係、狂犬病予防法関係、臨時運行許可、鳥獣保護関係及び税証明等関係の手数料については、同額のため、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</u></p> <p>また、印鑑登録証の交付、優良宅地等認定関係及びその他の手数料については、合併時に高崎市の制度に統一する。</p> <p>(4) <u>施設使用料の減免については、現行のまま新市に引き継ぎ、平成23年度から3年間で段階的に調整する。</u></p>
	多野郡 吉井町	24,987		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
前橋市 (群馬県) H21.5.5	前橋市	318,584	編入	<p>1 <u>施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に基準を見直すものとする。</u></p> <p>2 <u>手数料については、前橋市の制度に統一するものとする。</u></p> <p>3 <u>公共物の使用料及び占用料については、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、公共物の使用料及び道路占用料は、経過措置により段階的に調整するものとする。</u></p> <p>4 協議項目23「各種事務事業の取扱いに関すること」で提案する使用料、手数料等の取扱いについては、別途定めるものとする。</p>
	勢多郡 富士見村	22,320		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	<p>富士市の制度に統一する。ただし、富士川町独自の施設の使用料については、当面現行どおりとし、段階的に調整するものとする。</p>
	庵原郡 富士川町	16,823		
熊本市 (熊本県) H20.10.6	熊本市	669,603	編入	<p>住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、<u>両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。</u></p> <p>ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。</p>
	下益城郡 富合町	7,962		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	<p><u>使用料、手数料等については、原則として、合併時に福島市の制度に統一する。</u>ただし、一部の使用料については、合併時は現行どおりとし、合併後に負担公平の観点から見直しを図る。</p>
	伊達郡 飯野町	6,488		

議案（ 2 1 ）

情報公開等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 1 月 2 5 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

情報公開等の取扱いについて

- （ 1 ） 情報公開については、松江市の制度に統一する。ただし、合併前の東出雲町の公開の対象となる公文書については、合併前の東出雲町の制度の例による。
- （ 2 ） 個人情報保護については、松江市の制度に統一する。ただし、合併前の東出雲町の開示等の対象となる個人情報については、合併前の東出雲町の制度の例による。

(参考資料)

情報公開等に関する根拠法令(抜粋)

『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』

(目的)

第1条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- (2) 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
- (3) 国家行政組織法(昭和23年法律第百20号)第3条第2項に規定する機関(第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
- (4) 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
- (5) 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- (6) 会計検査院

2(略)

(開示請求権)

第3条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ~ハ (略)

- (2)~(6) (略)

(地方公共団体の情報公開)

第26条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』

(目的)

第1条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- (2) 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
- (3) 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関(第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
- (4) 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
- (5) 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- (6) 会計検査院

2～6 (略)

(従事者の義務)

第7条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2～4 (略)

(開示請求権)

第12条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第14条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1)～(7) (略)

最近の合併事例における情報公開等の取扱い

取扱い内容	関係市町村		合併の 方式	取扱い内容
	市町村名	人口(H17国調)		
小林市 (宮崎県) H22.3.23(予定)	小林市	38,923	編入	情報公開条例については、小林市の条例を適用する。 個人情報保護条例については、小林市の条例を適用する。
	西諸県郡野尻町	8,670		
宮崎市 (宮崎県) H22.3.23(予定)	宮崎市	310,123	編入	宮崎市の制度等に統一する。
	宮崎郡清武町	28,696		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に高崎市の制度に統一する。
	多野郡吉井町	24,987		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	1. 情報公開 合併時に福島市の制度に統一する。 なお、飯野町の公文書については、合併後も福島市の公文書として取扱い、原則として、合併後も情報公開の対象文書とする。 2. 情報公開審査会 合併時に福島市に統合する。 3. 市町政資料の収集、保存 合併時に福島市の制度に統一する。 5. 個人情報保護 合併時に福島市の制度に統一する。 6. 個人情報審査会 合併時に福島市に統合する。
	伊達郡飯野町	6,488		

議案（ 2 2 ）

国民健康保険事業の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 1 月 2 5 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業については、次のとおり松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、合併期日が年度中途の場合は、保険料（税）の賦課については、合併年度は現行のとおりとし、次年度から松江市の例により調整する。

国民健康保険運営協議会については、合併時に松江市の組織に統一する。

- （ 1 ） 賦課形態は、松江市の例により保険料とする。
- （ 2 ） 賦課方式は、松江市の例により均等割、平等割、所得割の3方式とする。
- （ 3 ） 賦課割合は、応益割（均等割・平等割）50%、応能割（所得割）を50%とし、保険料については、事業の健全な運営を確保することができる額となるよう松江市において適正な料率を設定する。
- （ 4 ） 納期及び納付回数は、松江市の例により調整する。
- （ 5 ） 人間ドック（外来・宿泊）及び脳ドック並びに、特定健康検診は、松江市の例により調整する。

(参考資料)

国民健康保健事業の取扱いに関する根拠法令(抜粋)

『国民健康保険法』

(保険料)

第76条 保険者は、国民健康保険事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、健康保険法第179条に規定する組合にあっては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

2 前項の規定による保険料のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者である被保険者について賦課するものとする。

附則(合併市町村における保険料の賦課に関する特例)

第23条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村は、同条第3項に規定する合併関係市町村の相互の間に保険料の賦課に関し著しい不均衡があるため、その全区域にわたって均一の保険料の賦課をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併(平成22年3月31日までの間に行われたものに限る。)が行われた日の属する年度及びこれに続く5箇年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の保険料の賦課をすることができる。

『地方税法』

(国民健康保険税)

第703条の4 国民健康保険を行う市町村(一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村)は、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等(以下この条において「前期高齢者納付金等」という。)及び同法の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)並びに介護保険法の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用を含むものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあっては、当該一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。)の分賦金とする。次項において同じ。)に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

『国民健康保険法』

(国民健康保険運営協議会)

第 1 1 条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 (略)

『国民健康保険法施行令』

(国民健康保険運営協議会の組織)

第 3 条 国民健康保険運営協議会(第 5 条第 1 項及び附則第 1 条の 2 において「協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

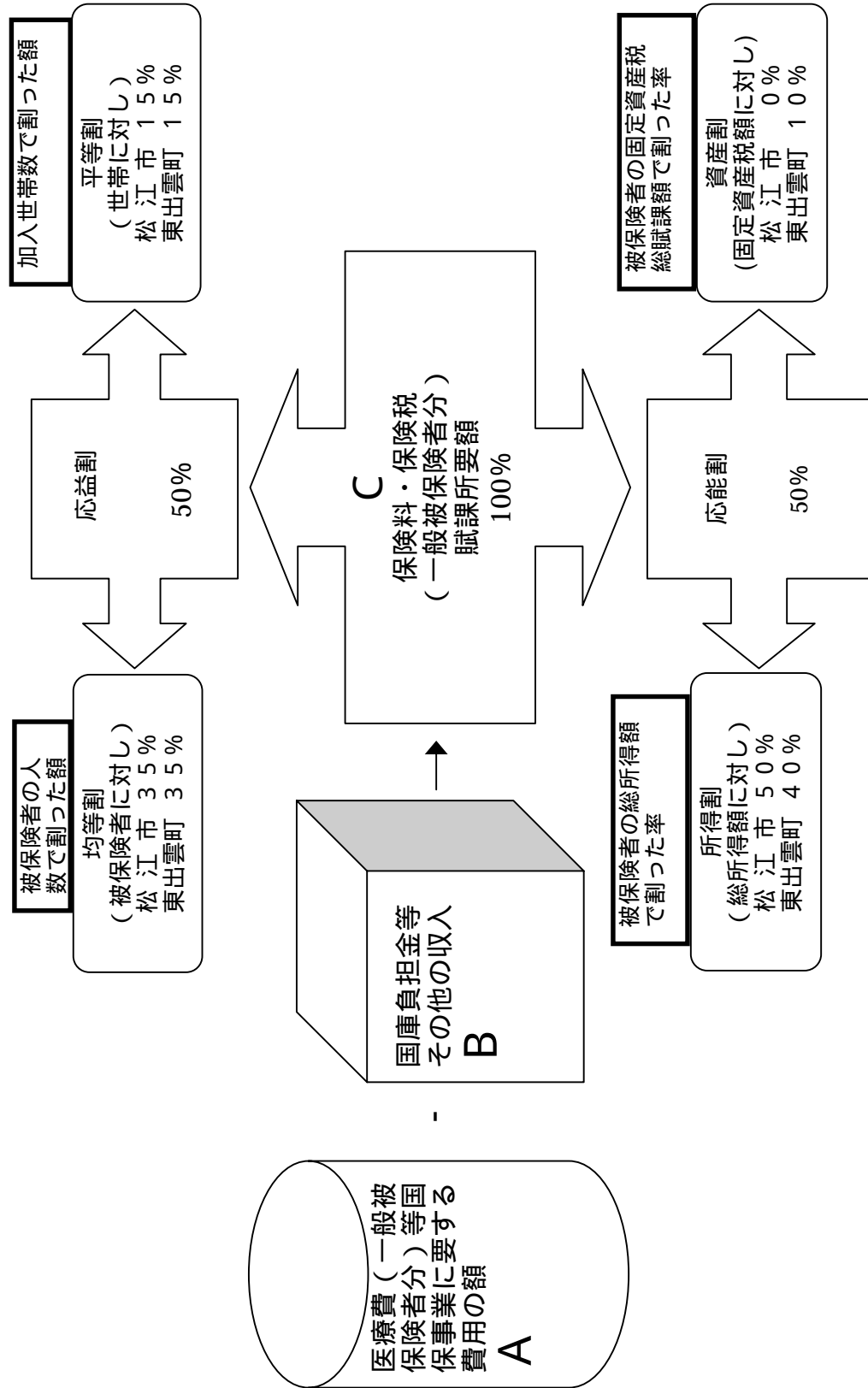
第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

国民健康保険料と国民健康保険税の違い(概要)

項目	保 険 料	保 険 税
創設時期	昭和13年 国保制度発足当初より創設	昭和26年 目的税として創設
趣旨(性質)	地方自治法上の市町村の収入 国保税と同様に強制徴収権あり	税とすることで国民の義務観念も向上を図り、徴収 成績向上を見込んで創設
法律規定	保険者は、国保法76条の規定により保険料を徴収 する	市町村は、地方税法703条の4の規定により保険税 を賦課する
徴収の根拠	国保法、地方自治法、市町村条例	地方税法、市町村条例
徴収手続	地方自治法、同法施行令、市町村条例に規定	地方税法により、一般税と同様に規定
最高賦課限度額	国保法施行令の規定による 医療保険分 470,000円 後期高齢者支援金分 120,000円 介護保険分 100,000円 以内で条例により規定	地方税法の規定による 医療保険分 470,000円 後期高齢者支援金分 120,000円 介護保険分 100,000円 以内で条例により規定
都道府県知事に対する協議	国保法の規定により、料率の設定、変更を行う条例 の改廃をする際には、知事に協議が必要	賦課に関する諸事項は、地方税法に規定されてお り、知事協議の必要はない
賦課権の期間制限	2年 (国保法110条)	3年 (地方税法17条の5)
徴収権、還付請求権 の消滅時効	2年 (国保法110条)	5年 (地方税法18条、18条の3)
徴収権の優先順位	国税及び地方税に次ぐ (地方自治法231条の3-3項)	国税と同順位、他のすべての債権、公課に優先(地 方税法14条)
不服申立	都道府県国民健康保険審査会に審査請求	直接の処分庁である市町村長に異議申立
条例規定事項	賦課総額及び内訳、保険料の減額、督促手数料、 延滞金、徴収猶予 (国保料率は市町村長が告示)	国民健康保険税率

現在の国民健康保険料（税）率（医療分）の決め方



平成20年度国民健康保険医療給付費比較表

市町村名		松江市	東出雲町
一般被 保険者分	年間平均被保険者数(人)	39,808	2,797
	療養給付費・療養費(千円)	9,242,583	608,621
	一人あたりの金額(円) /	232,179	217,598
	高額療養費(千円)	1,043,697	81,684
	一人あたりの金額(円) /	26,218	29,204
退職被 保険者分	年間平均被保険者数(人)	4,243	428
	療養給付費・療養費(千円)	1,176,514	94,920
	一人あたりの金額(円) /	277,284	221,776
	高額療養費(千円)	153,270	11,147
	一人あたりの金額(円) /	36,123	26,044
合計	年間平均被保険者数(人) +	44,051	3,225
	療養給付費・療養費(千円) +	10,419,097	703,541
	一人あたりの金額(円) /	236,524	218,152
	高額療養費(千円) +	1,196,967	92,831
	一人あたりの金額(円) /	27,172	28,785
	医療費給付費合計 +	11,616,064	796,372
	一人あたりの金額(円) /	263,696	246,937

平成20年度国民健康保険料(税)賦課額比較表

市町村名		松江市	東出雲町
年間平均被保険者数(人)		A 44,051	3,225
年間平均世帯数(世帯)		B 27,030	1,808
保険料(税)調定額		総額(千円) C	4,351,243
		一人あたり(円) C / A D	98,777
		一世帯あたり(円) C / B E	160,978
独自財源 からの 補填額	基金からの繰入	総額(千円) F	320,000
		一人あたり(円) F / A G	7,264
		一世帯あたり(円) F / B H	11,839
	前年度繰越金	総額(千円) I	316,326
		一人あたり(円) I / A J	7,181
		一世帯あたり(円) I / B K	11,703
独自財源がなかった場合 の保険料(税)所要額		総額(千円) C + F + I L	4,987,569
		一人あたり(円) L / A M	113,223
		一世帯あたり(円) L / B N	184,520

本算定・納期

		松江市		東出雲町	
本算定		6月		7月	
納 期	普通 徴収	1期	6月16日 ~ 6月30日	7月1日 ~ 7月31日	
		2期	7月16日 ~ 7月31日	8月1日 ~ 8月31日	
		3期	8月16日 ~ 8月31日	9月1日 ~ 9月30日	
		4期	9月16日 ~ 9月30日	10月1日 ~ 10月31日	
		5期	10月16日 ~ 10月31日	11月1日 ~ 11月30日	
		6期	11月16日 ~ 11月30日	12月1日 ~ 12月29日	
		7期	12月16日 ~ 12月28日	1月1日 ~ 1月31日	
		8期	1月16日 ~ 1月31日	2月1日 ~ 2月末日	
		9期	2月16日 ~ 2月末日	3月1日 ~ 3月31日	
		10期	3月16日 ~ 3月31日		
納 期	特別 徴収	1期	4月15日 仮徴収	4月15日 仮徴収	
		2期	6月15日 仮徴収	6月15日 仮徴収	
		3期	8月15日 仮徴収	8月15日 仮徴収	
		4期	10月15日	10月15日	
		5期	12月15日	12月15日	
		6期	2月15日	2月15日	

ドック

		松江市		東出雲町	
本人 負担	人間ドック(外来)	2割本人負担		定額本人負担	
		7,140円 ~ 7,980円		15,000円	
	人間ドック(一泊)	2割本人負担			
11,550円 ~ 13,146円					
脳ドック	3割本人負担		定額本人負担		
	12,915円 ~ 14,490円		17,000円		

国民健康保険特定健診

	松江市		東出雲町	
	本人負担金	無料要件等	本人負担金	無料要件等
個別	1,000円	70歳以上、市民税非課税世帯、福祉医療受給者、被爆者手帳所持者	1,000円	70歳以上
集団	500円		1,000円	
備考	対象者は松江市国保に加入している40歳 ~ 74歳の人		対象者は東出雲町国保に加入している40歳 ~ 74歳の人	

最近の合併事例における国民健康保険事業の取扱い

取扱い内容	関係市町村		合併の 方式	取扱い内容
	市町村名	人口(H17国調)		
宮崎市 (宮崎県) H22.3.23(予定)	宮崎市	310,123	編入	税率、減免基準、納期については、宮崎市の制度に統一する。ただし、合併年度は、旧市・町の制度等を適用する。被保険者証の更新時期については、宮崎市の制度に統一する。
	宮崎郡清武町	28,696		
湖西市 (静岡県) H22.3.23(予定)	湖西市	44,057	編入	賦課方式は、同一制度のため湖西市の例に統一する。納期は、湖西市の例に統一する。ただし、合併年度は各市町の制度を存続する。
	浜名郡新居町	16,937		
豊川市 (愛知県) H22.2.1(予定)	豊川市	120,967	編入	国民健康保険制度については、豊川市の例により保険料とする。保険料率及び納期については、合併翌年度に豊川市の例により統一する。
	宝飯郡小坂井町	21,881		
長野市 (長野県) H22.1.1(予定)	長野市	378,512	編入	長野市の制度に統一する。ただし、 1 保険料(税)賦課について、平成21年度は現行のとおりとし、信州新町及び中条村については、平成23年度まで不均一賦課を実施する。なお、賦課方式については、平成22年度から保険料による3方式(所得割、均等割、平等割)とする。 2 保険料(税)の納期について、平成21年度は現行のとおりとする。
	上水内郡信州新町	5,535		
	上水内郡中条村	2,525		
長浜市 (滋賀県) H22.1.1(予定)	長浜市	62,225	編入	国民健康保険料(税)の賦課形態は、保険料として統一する。 国民健康保険料率の賦課方式は、3方式(所得割・均等割・平等割)とする。 国民健康保険料は、平成21年度は現行のとおりとし、平成22年度からは、保険給付に見合うよう算定した料率に統一する。 高額療養費貸付、出産費資金貸付、出産育児一時金給付及び葬祭費給付は、合併時に長浜市の制度に統一する。
	東浅井郡虎姫町	5,582		
	東浅井郡湖北町	8,926		
	伊香郡高月町	10,242		
	伊香郡木之本町	8,519		
	伊香郡余呉町	3,931		
	伊香郡西浅井町	4,622		
宮古市 (岩手県) H22.1.1(予定)	宮古市	60,250	編入	1 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第16条第1項の規定を適用し、平成21年度は不均一課税とし、平成22年度に宮古市の例により統一する。 2 国民健康保険税の納期については、平成21年度は現行どおりとし、平成22年度に宮古市の例により統一する。 3 高額療養費支払資金貸付事業については、宮古市の例により合併時に統一し、基金についても合併時に統合する。 4 出産育児一時金については、宮古市の例により合併時に統一する。 5 葬祭費については、給付金額については合併前に調整し、支払時期については宮古市の例により合併時に統一する。 6 国民健康保険財政調整基金については、合併時に統合する。
	下関伊郡川井村	3,338		

取扱い内容	関係市町村		合併の 方式	取扱い内容
	市町村名	人口(H17国調)		
気仙沼市 (宮城県) H21.9.1	気仙沼市	58,320	編入	<p>1 保険税の賦課については、気仙沼市の制度に統一する。ただし、賦課方式については、合併年度は現行のとおりとし、次年度に気仙沼市の制度に統一する。</p> <p>2 保険税率については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療保険分及び後期高齢者支援金分については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。)第16条の規定を適用し、合併年度及び次年度は不均一課税とし、平成23年度に気仙沼市の制度に統一する。</p> <p>(2) 介護保険分については、合併特例法第16条の規定を適用し、合併年度は不均一課税とし、次年度に気仙沼市の制度に統一する。</p> <p>(3) 課税限度額については、気仙沼市の制度に統一する。</p> <p>3 保険給付及び高額療養費の貸付については、気仙沼市の制度に統一する。</p> <p>4 保健事業については、合併年度は現行のとおりとし、次年度に気仙沼市の制度に統一する。</p> <p>5 特定健康診査等実施計画については、合併後、気仙沼市の計画を見直しする。ただし、計画が見直しされるまでは、特定保健指導の費用負担を除き、気仙沼市の計画を運用する。</p> <p>特定保健指導の費用負担については、合併年度は現行のとおりとし、次年度に気仙沼市の制度に統一する。</p>
	本吉郡本吉町	11,588		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	<p>(1) 国民健康保険税の税率等については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定により、吉井町において合併年度の平成21年度及びこれに続く平成22年度から平成26年度までは不均一課税を実施し、段階的に調整を行い平成27年度に高崎市の税率等に統一する。</p> <p>(2) 国民健康保険運営協議会については、地域性を反映できる委員構成に配慮し、合併時に統合する。</p> <p>(3) 出産育児一時金及び葬祭費の支給については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(4) 保健事業については、平成21年度は合併前の高崎市及び吉井町の制度等を継続し、平成22年度に高崎市の制度等に統一する。ただし、高崎市で実施している健康家庭表彰については、平成20年度をもって廃止するものとする。</p> <p>(5) 福祉医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(6) 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料の納期数については、合併時に高崎市の制度等に統一する。</p> <p>(7) 高齢者医療費助成については、合併時に高崎市の制度等に統一する。</p>
	多野郡吉井町	24,987		
前橋市 (群馬県) H21.5.5	前橋市	318,584	編入	国民健康保険税の税率については、合併年度はそれぞれの市町の例により、平成22年度に統一するものとする。
	勢多郡富士見村	22,320		
真岡市 (栃木県) H21.3.23	真岡市	66,362	編入	<p>1 国民健康保険税については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。</p> <p>2 国民健康保険各種事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。</p> <p>3 国民健康保険運営協議会については、合併時に真岡市の制度に統一する。</p>
	芳賀郡二宮町	16,640		
静岡市 (静岡県) H21.1.1	静岡市	700,886	編入	静岡市の制度に統一する。
	庵原郡由比町	9,600		

取扱い内容	関係市町村		合併の 方式	取扱い内容
	市町村名	人口(H17国調)		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	富士市の制度に統一する。 ただし、保険税賦課事務については、合併前の富士市及び富士川町の制度を継続し、平成21年度に富士市の制度に統一するものとする。
	庵原郡富士川町	16,823		
焼津市 (静岡県) H20.11.1	焼津市	120,109	編入	<p>1 賦課関係</p> <p>(1) 賦課方式は、同一方式であるため、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 税率、納期数及び納期は、平成21年度から統一する。 なお、納期数は年8回(7月～翌年2月)とし、各期の納期は市税に準じる。</p> <p>2 給付関係</p> <p>(1) 療養給付、出産育児一時金及び葬祭費は、同一制度であるため、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 保健事業の助成対象事業を合併の日から人間ドック及び脳ドックとし、助成率は焼津市の例により統一する。</p>
	志太郡大井川町	22,992		
熊本市 (熊本県) H20.10.6	熊本市	669,603	編入	<p>1 国保料(税)率については、5年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合する。 徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する。</p> <p>2 国保健康づくり事業については、合併時に熊本市の例により統合する。</p>
	下益城郡富合町	7,962		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	<p>運営協議会については、合併時に飯野町の運営協議会を解散し、福島市の運営協議会に統一する。 納期の設定と税率については、国民健康保険税は、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定を適用し、合併年度及びこれに続く2年度に限り不均一課税とし、その後、福島市の制度に統一する。 保険税の軽減については、合併までに7割・5割・2割の軽減割合を実施するよう調整し、飯野町との調整を図る。 保険税の減免については、合併時に福島市の制度に統一する。 出産、葬祭に関する給付については、合併時に福島市の制度に統一する。 出産費資金貸付事業については、合併時に福島市の制度に統一する。 妊産婦10割給付事務については合併時に廃止する。</p>
	伊達郡飯野町	6,488		
島田市 (静岡県) H20.4.1	島田市	96,078	編入	合併時に、保険税賦課率、納付方法等を再編する。 運営協議会については、合併後速やかに再編する。なお委員構成、委員数、選出区分、委員報酬額については、島田市の例により再編する。
	榛原郡川根町	6,030		

議案（ 2 3 ）

介護保険事業の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 1 月 2 5 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、次のとおり松江市の例により統一する方向で調整する。

- （ 1 ） 介護保険事業計画については、平成 2 3 年度に合併後の市域を対象とした第 5 期介護保険事業計画を策定する。ただし、合併年度は、両市町の計画を地区毎に適用する。
- （ 2 ） 介護保険料、納期及び納付回数については、合併年度は現行のとおりとし、第 5 期介護保険事業計画に基づき、平成 2 4 年度から統一する。
- （ 3 ） 要介護認定業務については、合併時に松江市の例により統一する。
- （ 4 ） 特別給付については、合併年度は現行のとおりとし、第 5 期介護保険事業計画に基づき、平成 2 4 年度から統一する。
- （ 5 ） 地域支援事業については、合併年度は現行のとおりとし、第 5 期介護保険事業計画に基づき、平成 2 4 年度から統一する。
- （ 6 ） 地域包括支援センターについては、合併年度は現行のとおりとし、第 5 期介護保険事業計画に基づき、平成 2 4 年度から統一する。

(参考資料)

介護保険事業の取扱いに関する主な根拠法令(抜粋)

『介護保険法』

(保険者)

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

2 (略)

(被保険者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)が行う介護保険の被保険者とする。

(1) 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)

(2) 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者(以下「第2号被保険者」という。)

(介護認定審査会)

第14条 第38条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)を置く。

(委員)

第15条 認定審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。

2 委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)が任命する。

(要介護認定)

第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の45第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に住所を有するときは、当該調査を他の市町村に囑託することができる。

3～12 (略)

(市町村特別給付)

第62条 市町村は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者(以下「要介護被保険者等」という。)に対し、前2節の保険給付のほか、条例で定めるところにより、市町村特別給付を行うことができる。

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保

険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2～8 (略)

(保険料)

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。
(地域支援事業)

第115条の4 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 被保険者(第1号被保険者に限る。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。)
- (2) 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
- (3) 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
- (4) 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
- (5) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

2～8 (略)

(地域包括支援センター)

第115条の45 地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。

3～7 (略)

介護保険制度について

介護保険制度の概要

介護保険は、高齢者の介護に関して必要な保険給付を行い、介護を必要とする状態になっても自立した生活ができるよう、国民みんなで支える制度です。介護保険の保険者は、市町村及び特別区であるが、小規模保険者の運営の安定化、効率化から広域連合や一部事務組合の制度を活用している市町村もあります。

保険者である市町村は、財源を保険料に求めることにより独自で法定給付の基準以上の量やメニュー（いわゆる上乘せ、横出し）を増やすことができます。

介護保険の被保険者は、市町村に住所を有する65歳以上の人（第1号被保険者）と40歳から64歳までの医療保険に加入している人（第2号被保険者）に区分され、それぞれ異なる保険料率及び納付方法により介護保険料を納めます。

両市町の状況（平成21年10月末現在）

	松江市	東出雲町
第1号被保険者数	【人口 192,716人】	【人口 14,658人】
65歳以上75歳未満	22,136人 (11.5%)	1,686人 (11.5%)
75歳以上	24,722人 (12.8%)	1,446人 (9.9%)
計	46,858人 (24.3%)	3,132人 (21.4%)
要介護認定者数（第2号被保険者を含む）		
要支援1	1,025人	52人
要支援2	1,168人	42人
要介護1	1,584人	98人
要介護2	1,447人	62人
要介護3	991人	68人
要介護4	1,182人	67人
要介護5	1,070人	53人
計	8,467人	442人
認定率	17.6%	13.6%
介護認定審査会		
合議体数	40合議体	3合議体
開催状況	9回/週	2回/月
委員の状況	医療81人 保健76人 福祉76人 (計233人)	医療12人 保健5人 福祉4人 (計21人)

* (%) は、人口に対する比率

保険料の算定基準

区 分		保険料率	松江市	東出雲町
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税者	基準額 ×0.5	25,200円	21,900円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額 ×0.5	25,200円	21,900円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない者	基準額 ×0.75	37,800円	32,850円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税者	基準額 ×1.0	50,400円	43,800円
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の者	基準額 ×1.25	63,000円	54,750円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の者	基準額 ×1.5	75,600円	65,700円

認定訪問調査の状況

	松江市	東出雲町
調査員 (新規・変更時)	職 員	職 員
調査員 (更新時)	委託者(松江市社会福祉協議会調査員)	職員および 委託者(地域包括センター、 民間事業者)
H20年度実績	新規 1,954件	新規 122件
	変更 716件	変更 31件
	更新 7,292件	更新 390件
	合計 9,962件	合計 543件

介護保険事業別比較表

	松 江 市	東 出 雲 町
賦課期日	4月1日	
仮算定	4月	4月
本算定	7月	6月
普通徴収の納期	12期	10期
第1期	4月1日 ~ 4月30日	6月1日 ~ 6月30日
第2期	5月1日 ~ 5月31日	7月1日 ~ 7月31日
第3期	6月1日 ~ 6月30日	8月1日 ~ 8月31日
第4期	7月1日 ~ 7月31日	9月1日 ~ 9月30日
第5期	8月1日 ~ 8月31日	10月1日 ~ 10月31日
第6期	9月1日 ~ 9月30日	11月1日 ~ 11月30日
第7期	10月1日 ~ 10月31日	12月1日 ~ 12月31日
第8期	11月1日 ~ 11月30日	1月1日 ~ 1月31日
第9期	12月1日 ~ 12月31日	2月1日 ~ 2月28日
第10期	1月1日 ~ 1月31日	3月1日 ~ 3月31日
第11期	2月1日 ~ 2月28日	
第12期	3月1日 ~ 3月31日	
督促手数料		
督促状1通につき	80円	100円
地域包括支援センター		
設置者	松江市社会福祉協議会	東出雲町社会福祉協議会
運営協議会	年2回開催	年1回開催
委員数	17人	9人
支援地域包括センター	松東地域包括支援センター 中央地域包括支援センター 松北地域包括支援センター 松南地域包括支援センター 湖南地域包括支援センター	東出雲町地域包括支援センター
特別給付		
在宅復帰支援費		
お試し外泊制度	在宅での生活を希望する介護保険施設の入所者及び医療保険適用療養病床入院者が、施設の外泊期間中に居宅サービス（1月あたり6日間、1年あたり18日間まで利用できます）を利用することができる。	在宅での生活を希望する介護保険施設の入所者が、施設の外泊期間中に居宅サービス（1月あたり6日間、1年あたり18日間まで利用できます）を利用することができる。
住宅改修制度の上乗せ支給	在宅での生活を希望する介護保険施設の入所者及び医療保険適用療養病床入院者が、在宅でも安心して生活し、介護が円滑に提供できるようにするため、法定の住宅改修費（対象事業費20万円）の支給額に上乗せ支給するもの。	上乗せ助成の金額は対象事業費20万円とし、上乗せ助成分を併せて最高で対象事業費40万円までの住宅改修が可能。
区分支給限度額の上乗せ支給制度	在宅での生活を希望する介護保険施設の入所者及び医療保険適用療養病床入院者が、区分支給限度額を超える介護サービスを利用しなければ、在宅での介護が困難な状況にあると認められる場合に、1年間を限度として、区分支給限度額に区分支給限度額の2割相当の額を限度として、区分支給限度額の超過額の9割相当額を支給する。	

介護保険事業別比較表

		松 江 市	東 出 雲 町
	在宅介護支援費	認知症要介護者が安心して居宅で暮らすためには、長時間の介護サービス利用が必要となり、通常に通所サービス時間内では対応しきれないと認められる場合に、日中の介護力を補うため、1週あたり1回を限度に、通所介護を最長12時間まで延長利用することができる。	要介護者の在宅生活を維持する観点から、利用者の心身機能の維持と介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るため、区分支給限度額を超えて短期入所サービス（ショートステイ）を利用する場合に、要介護2以上であって1月あたり3日以内、1年あたり10日以内を限度として区分支給限度額の超過額の9割相当額を支給する。
地 域 支 援 事 業			
介護予防事業（特定高齢者施策・一般高齢者施策）			
1. 特定高齢者施策			
通所型介護予防事業	運動器機能向上事業		
	指定通所介護事業所、健康増進施設、介護予防教室を実施できる団体に委託	社会福祉協議会、通所介護事業所、健康増進施設に委託	
	口腔機能向上事業		
	島根県歯科衛生士会に委託	社会福祉協議会に委託	
訪問型介護予防事業	栄養改善事業		
	島根県栄養士会に委託	社会福祉協議会に委託	
訪問型介護予防事業	専門スタッフの派遣をする。	対象事業なし	
2. 一般高齢者施策			
介護予防普及啓発事業	健康教育事業 直営で高齢者が集まる場を利用して実施 年250回程度実施	健康教室 直営で町全域で実施 年10回程度実施	
	認知症予防事業 直営で予防教室を公民館で実施 年30回程度実施	認知症予防教室 直営で公民館で実施 年7回程度実施	
	高齢者食生活支援事業 松江市食生活改善推進協議会に委託 年150回程度実施	対象事業なし	
地域介護予防活動支援事業	なごやか寄り合い事業 松江市社会福祉協議会に委託 月1～2回 集会所等において心身の活性化を図る活動を実施	地域住民グループ支援事業 東出雲町社会福祉協議会に委託 各地区の高齢者サロンが年2～3回参加、介護予防拠点施設（おちらと村）において、介護学習、体操、レクリエーション等実施。（週2回開催）	
	天神まめな館健康講座 天神町ふれあいプラザ運営協議会に委託 介護予防のための健康講座を開催 年12回程度実施		
	地域活動推進リーダー養成事業 介護予防に関するボランティアの人材を養成		

介護保険事業別比較表

		松 江 市	東 出 雲 町					
	生活管理指導短期宿泊事業	対象事業なし	<p>生活管理指導短期宿泊事業</p> <p>対象者 要介護認定非該当（概ね65歳以上）で社会適応が困難な者</p> <p>利用回数 原則3日（2泊）以内/回 （止む得ない事情で1ヶ月に2回以上の利用や3日以上の利用の場合、ケア会議等により決定）</p> <p>利用料 利用者負担：2,400円/日（特老）、生活困窮者は食費のみ 町委託料：一人4,000円/日（特老）</p> <p>その他 利用者負担は直接事業所へ支払い 地域ケア会議による審査結果勘案により要否決定</p>					
	任意事業							
1. 地域自立支援生活支援事業								
	高齢者の生きがい推進事業と健康づくり	対象事業なし (市内各公民館で右記類似事業を実施中)	<p>介護予防や生きがい活動を推進する介護予防施設において高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに健康づくりの推進を図る。</p> <p>食・文化の伝承活動・世代間交流活動 スポーツ・娯楽活動・健康増進活動 木工・陶芸・手芸・食品等の創造・授産活動等おおむね60歳以上の高齢者を対象として実施する。</p> <p>H20年度実績 5,918人（社会福祉協議会委託）</p>					
	派介護相談事業員	<p>介護サービス提供の場（施設）に相談員を派遣し、利用者の話を聞いたり相談にのり、利用者と事業者との橋渡し役となつて問題の解決、解消を図る。</p> <p>H20年度実績</p> <table border="0"> <tr> <td>派遣回数</td> <td>1,070回</td> </tr> <tr> <td>派遣施設</td> <td>27施設</td> </tr> <tr> <td>相談員人数</td> <td>24人</td> </tr> </table>	派遣回数	1,070回	派遣施設	27施設	相談員人数	24人
派遣回数	1,070回							
派遣施設	27施設							
相談員人数	24人							

介護保険事業別比較表

	松 江 市	東 出 雲 町
高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	<p>高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供する。</p> <p>対象者 高齢者世話付住宅に居住する、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯、60歳以上の高齢者のみの世帯で独立して生活するには不安があると認められ、家族による援助が困難なもの</p> <p>利用者負担 所得税額に応じて0円から13,000円</p> <p>H20.4月～6月 計68,400円 @2,600円×15人=39,000円 @4,900円×6人=29,400円</p> <p>H20.7月～3月 計179,100円 @1,500円×36人=54,000円 @3,800円×9人=34,200円 @4,900円×9人=44,100円 @2,600円×18人=46,800円 合計 247,500円 委託金額 6,613,000円</p>	対象事業なし
2. 介護給付等費用適正化事業		
費用適正化等事業	利用者への給付費通知	
	<p>ケアマネジャーの資質向上のためケアマネジャー研修会を開催。</p> <p>H20年実績 参加者35人。</p>	対象事業なし
3. 家族介護支援事業		
家族介護用品支給事業	<p>対象者 介護保険の要介護認定において、要介護4又は5と認定された在宅高齢者を介護している同居家族。 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、申請に係る年度の前年度の市町村民税が非課税の者</p> <p>助成内容・支給方法 介護用品を支給 6,250円以内/月 (平成21年度 125品目) 委託業者が配達 (平成21年度3業者と契約)</p> <p>その他対象用品 紙おむつ(パンツ)、尿取りパッド</p> <p>H20年度実績 年間利用人数 41人 (経費)委託料 1,855,847円 通信運搬費(郵送料) 9,940円</p>	<p>対象者 住民税非課税世帯(H17年度税制改正の経過措置あり)で、要介護3以上の在宅高齢者を介護している家族。</p> <p>助成内容・支給方法 クーポン券支給 6,000円/月 家族が購入</p> <p>その他対象用品 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等</p> <p>H20年度実績 利用実人員 7人 259,000円</p>

介護保険事業別比較表

	松 江 市	東 出 雲 町
家族介護者交流事業	<p>家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、介護者相互の交流、研修を実施。</p> <p>内容 実施主体：市 交流会、研修会</p> <p>H20年実績 1回 4箇所 85人</p>	<p>介護している家族を介護から一時的に解放し、介護者相互の交流会に参加することで心身の元気回復を図るとともに、介護方法や介護者の健康づくりなどについての知識・技術を習得する機会とし、このことによって介護する家族の精神的な負担感を軽減する。</p> <p>内容 町社協へ委託（25,000円/1件を上限） 日帰りまたは宿泊旅行、交流会等リフレッシュ事業及び学習会</p> <p>H20年実績 2回開催 利用延人員 25人 委託料69,823円</p>
認知症高齢者見守り事業	<p>認知症に対する正しい知識や理解を深め地域での取り組みを図るため、民生委員を対象に認知症サポーター養成講座を開催</p> <p>2会場で実施。 参加者：計84名。</p>	対象事業なし
4. 高齢者虐待予防対策事業		
高齢者虐待予防対策事業	<p>高齢者虐待対策検討小委員会の開催 高齢者虐待の事例検討や、虐待対策に関する施策の検討を行う。 H20年実績：6回開催</p> <p>高齢者虐待対策会議 高齢者虐待の防止や保護、養護者の支援等に関する各種施策を円滑に実施するための関係機関での意見交換や事業検討を行う。 H20年実績：1回開催</p>	対象事業なし
高齢者虐待予防対策事業（緊急ショート）	<p>対象者 高齢者虐待を受けており、虐待者との分離が必要で、かつ帰来先の確保が困難な者</p> <p>利用回数 上限20日</p> <p>利用料 利用者負担無 緊急時ショート対応施設委託料 @5,000円×20日=100,000円</p>	対象事業なし

介護保険事業別比較表

	松 江 市	東 出 雲 町
5 . 成年後見制度利用支援事業		
用成 年支 援見 制度 事業利	<p>市町村申立に係る低所得者の高齢者に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う。</p> <p>H20年実績 相談者数 5人 申請者数 4人</p>	<p>認知症高齢者や知的障害者等が介護保険サービス、障害者福祉サービスの内容等について理解・判断できない場合に支援する。(財政管理・身上監護を含む)</p> <p>H20年実績 なし</p>

最近の合併事例における介護保険事業の取扱い

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
佐世保市 (長崎県) H22.3.31(予定)	佐世保市	248,041	編入	(1)介護保険料、納付方法、納期 合併と同時に佐世保市の制度に合わせ、佐世保市で事務を行う。 (2)地域包括支援センター 江迎町と鹿町町の地域包括支援センター業務は、現在の江迎町地域包括支援センターで実施し、合併年度及びそれに続く1年間の経過措置とする。その間、本市全体の地域包括支援センターについて検討を行う。
	北松浦郡江迎町	5,922		
	北松浦郡鹿町町	5,390		
宮崎市 (宮崎県) H22.3.23(予定)	宮崎市	310,123	編入	宮崎市の制度等に統一するものとする。
	宮崎郡清武町	28,696		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	(1)老人福祉計画及び介護保険事業計画については、合併時において高崎市及び吉井町の計画の集合をもって新市の計画とする。 介護保険事業計画に基づく第1号被保険者(65歳以上の被保険者)の介護保険料については、平成23年度までの計画期間中はそれぞれの計画をもとに算出したものをそのまま新市に引き継ぐ。 介護保険料の納期については、合併年度は現行のままとし、平成22年度から高崎市の制度に統一する。 (2)介護認定審査会については、合併時に高崎市の審査会で一本化するように調整する。 (3)特別給付や保険料の減免、利用料助成の低所得者対策については、合併時から高崎市の制度に統一する。 (4)地域密着型サービス事業者の指定については、高崎市の制度を基本とし、合併時まで調整する。 【理由】 (1)老人福祉計画及び介護保険事業計画については、平成21年度から平成23年度までの期間に係る計画を策定することとなり、計画期間中に合併する場
	多野郡吉井町	24,987		

				<p>合の取扱いについては、それぞれの計画の集合をもって新市の計画として差し支えない旨の国の考え方が示されていることから、国の考え方に沿った取扱いとしたい。介護保険料については、介護保険事業計画による介護保険サービス量の見込み等から算出されるものであるため、平成21年度から平成23年度までの介護保険事業計画の期間中については、それぞれの計画に基づき算出したものをそのまま新市に引き継ぐことが適当である。</p> <p>介護保険料の納期については、合併年度においては、すでに徴収が開始されているため現行のままとし、平成22年度から納期数が多く一期当たりの納付額が少額となる高崎市の制度に統一することが適当である。</p> <p>(2)介護認定審査会については、審査・判定に統一的な対応が求められるため、高崎市介護認定審査会に一本化する必要がある。</p> <p>(3)特別給付や保険料の減免、利用料助成の低所得者対策については、高崎市のみ実施する制度であり、低所得者等の負担軽減の観点から、高崎市の制度に統一することが望ましい。</p> <p>(4)地域密着型サービス事業者の指定については、原則的には自治体の区域内に存する事業所を指定することとなっているが、実情に応じて区域外の事業所を指定する場合があります。両市町において取扱いが異なるため、合併時まで調整する必要がある。</p>
<p>前橋市 (群馬県) H21.5.5</p>	<p>前橋市</p>	<p>318,584</p>	<p>編入</p>	<p>介護保険料の取扱いについては、前橋市の介護保険料に統一するものとする。</p>
	<p>勢多郡富士見村</p>	<p>22,320</p>		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	富士市の制度に統一する。 ただし、介護保険料の賦課については、合併前の富士市及び富士川町の制度を継続し、第4期介護保険事業計画(平成21～23年度)に基づき、平成21年度に統一するものとする。
	庵原郡富士川町	16,823		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	介護保険料納期の設定と料率については、合併時の介護保険事業計画の策定期間中は現行のとおりとし、次期介護保険事業計画策定時に福島市の制度に統一する。
	伊達郡飯野町	6,488		
島田市 (静岡県) H20.4.1	島田市	96,078	編入	(1) 介護保険事業計画は、合併時に島田市・川根町の事業計画の集合をもって合併後の市の事業計画として取扱う。なお、平成20年度に全市域を対象とした第4期介護保険事業計画を策定する。 (2) 介護保険料賦課については、第4期介護保険事業計画に基づき再編する。ただし、平成20年度は現行のとおりとする。 (3) 介護保険料の徴収は、合併時に島田市の例により統合する。 (4) 介護認定審査会は、合併時に島田市の例により統合する。 (5) 地域密着型サービス事業は、島田市・川根町の事業計画の集合をもって合併後の市の事業計画として取扱う。また、平成20年度に全市域を対象とした第4期介護保険事業計画を策定する。なお、地域密着型サービス運営委員会の組織については、再編する。
	榛原郡川根町	6,030		

議案（ 24 ）

各種健診事業の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 25 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

各種健診事業の取扱いについて

- （ 1 ） 各種健康診査等については、松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、東出雲町が独自で実施している新生児聴覚検査費助成及び 5 歳児健診については、東出雲町の例により統一する方向で調整する。
- （ 2 ） 予防接種については、松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、B C G 予防接種については、東出雲町の例により統一する方向で調整する。
- （ 3 ） 後期高齢者を対象とした、人間ドック助成については、松江市の例により統一する方向で調整する。

(参考資料)

各種健診事業に関する根拠法令(抜粋)

『健康増進法』

(市町村による健康増進事業の実施)

第19条の2 市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

『健康増進法施行規則』

(市町村による健康増進事業の実施)

第4条の2 法第19条の2の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 歯周疾患検診
- (2) 骨粗鬆症検診
- (3) 肝炎ウイルス検診
- (4) 40歳以上74歳以下の者であって高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条の特定健康診査の対象とならない者(特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成20年厚生労働省告示第3号)に規定する者を除く。次号において「特定健康診査非対象者」という。)及び75歳以上の者であって同法第51条第1号又は第2号に規定する者に対する健康診査
- (5) 特定健康診査非対象者に対する保健指導
- (6) がん検診

『高齢者の医療の確保に関する法律』

(特定健康診査)

第20条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第26条第2項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

『母子保健法』

(健康診査)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- (1) 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- (2) 満3歳を超え満4歳に達しない幼児
- 2 (略)

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

健診・検診
一般

		松江市		東出雲町	
		本人負担金	無料要件等	本人負担金	無料要件等
一般健康診査					
	個別	2,000 円	生活保護世帯、市民税非課税世帯、福祉医療受給者、被爆者手帳所持者 (松江市国保加入者は1,000円)	1,000 円	生活保護世帯
	集団	500 円		1,000 円	
備考		対象者は20歳～39歳の市民及び20歳以上の生保受給者		対象者は20歳～39歳の町民及び20歳以上の生保受給者	
後期高齢者健康診査					
	個別	0 円		0円	
	集団	0 円		0円	
備考		対象者は、島根県後期高齢者医療制度に加入している市民		対象者は島根県後期高齢者医療制度に加入している町民	
結核・肺がん検診					
X線	集団	300 円	70歳以上、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯、市民税非課税世帯、福祉医療受給者、被爆者手帳所持者 (X線:65歳以上の人)	200 円	70歳以上、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯
		600 円			
備考		対象者は20歳以上		対象者は20歳以上	
子宮がん検診					
頸部	個別	1,400 円	70歳以上、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯、市民税非課税世帯、福祉医療受給者、被爆者手帳所持者、無料クーポン券所持者	1,000 円	70歳以上、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯、女性特有のがん検診推進事業に該当する
	集団	500 円		500 円	
頸部・体部	個別	2,200 円			
備考		対象者は20歳以上の女性		対象者は20歳以上の女性	
HPV併用子宮がん検診					
	集団	平成22年度より実施予定		1,500 円	生活保護世帯、女性特有のがん検診推進事業に該当する方は子宮がん検診500円分が無料
備考		対象者は20歳～49歳			
乳がん検診					
	個別	1,000 円	70歳以上、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯、市民税非課税世帯、福祉医療受給者、被爆者手帳所持者、無料クーポン券所持者	1,000 円	70歳以上、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯、女性特有のがん検診推進事業に該当する方
	集団	500 円		1,000 円	
備考		対象者は40歳以上の女性		対象者は40歳以上の女性	
胃がん検診					
	個別	1,400 円	70歳以上、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯、市民税非課税世帯、福祉医療受給者、被爆者手帳所持者	700 円	70歳以上、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯
	集団	800 円			
備考		対象者は20歳以上		対象者は20歳以上	

		松江市 本人負担金 無料要件等		東出雲町 本人負担金 無料要件等	
大腸がん検診					
	集団	300 円	70歳以上、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯、市民税非課税世帯、福祉医療受給者、被爆者手帳所持者	400 円	70歳以上、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯
	郵送法	300 円		400 円	
備考		対象者は20歳以上		対象者は20歳以上	
前立腺がん検診					
	個別	1,000 円	70歳以上、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯、市民税非課税世帯、福祉医療受給者、被爆者手帳所持者		
	集団	800 円		1,400 円	
備考		対象者は50歳以上の男性		対象者は50歳以上の男性	
肝炎ウイルス検査					
C + B型	個別	800 円	70歳以上、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯、市民税非課税世帯、福祉医療受給者、被爆者手帳所持者、八束町在住者	0 円	
	集団	800 円		0 円	
C型	個別	800 円		0 円	
	集団	800 円		0 円	
B型	個別	800 円		0 円	
	集団	800 円		0 円	
備考		対象者は40歳以上		対象者は40歳～70歳	
尿酸・クレアチニン検査					
	個別	各健診費用に含む			
	集団	各健診費用に含む		200 円	70歳以上、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯
骨粗しょう症検診					
	集団	600 円	70歳以上、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯、市民税非課税世帯、福祉医療受給者、被爆者手帳所持者		
備考		対象者は20歳以上の女性 子宮がん検診とセット又は集団骨粗しょう症検診で実施			
成人歯科検診					
	集団	0 円		0 円	
備考		歯科健康相談として、集団健診の結果返し時に行なう		健康診査(集団)の一部の日に同時実施	
ペプシノゲン検査					
	集団			1,700 円	
腹部エコー					
	集団			3,000 円	

検診
妊婦・乳幼児

	松江市		東出雲町	
	本人負担金	受診機会	本人負担金	受診機会
妊婦一般健康診査				
	0円	14回/年	0円	14回/年
新生児聴覚検査				
				1回/新生児1人
備考			ABR式: 上限2,000円の助成	
乳児一般健康診査				
1ヵ月健診	0円		0円	
10ヵ月健診	0円			
乳児健診				
3～4ヵ月健診	0円	24回/年	0円	12回/年
9～10ヵ月健診			0円	12回/年
幼児健診				
1歳6ヵ月健診	0円	24回/年	0円	12回/年
3歳児健診	0円	24回/年	0円	12回/年
5歳児健診			0円	6回/年

予防接種

種 類	松江市				東出雲町			
	対象年齢	実施方法	実施形態	負担 個人 無料 要件等	対象年齢	実施方法	実施形態	負担 個人 無料 要件等
1 類 疾 病	ポリオ	生後3か月～90か月 (7歳6か月)未滿	2回	集団	無	生後3か月～90か月 (7歳6か月)未滿	集団	無
	3種混合 期	生後3か月～90か月 (7歳6か月)未滿	初回3回 追加1回(初回終了後概 ね1年～1年半後)	個別	無	生後3か月～90か月 (7歳6か月)未滿	個別	無
	2種混合 (期を含む)	11～13歳未滿	1回(小学6年で案内)	個別	無	11・12歳	個別	無
	日本脳炎 初回	生後6か月～90か月 (7歳6か月)未滿	2回 標準接種は3歳以上	個別 (接種勧奨 差し控え中)	無	生後6か月～90か月 (7歳6か月)未滿	個別 (接種勧奨 差し控え中)	400円
	日本脳炎 追加	生後6か月～90か月 (7歳6か月)未滿	1期初回終了後概ね1年 後に1回	個別 (接種勧奨 差し控え中)	無	生後6か月～90か月 (7歳6か月)未滿	個別 (接種勧奨 差し控え中)	400円
	日本脳炎 期	9歳以上13歳未滿	1回(小学4年)	個別 (接種勧奨 差し控え中)	無	9歳以上13歳未滿	個別 (接種勧奨 差し控え中)	400円
	麻疹、風疹また はMR(期)	生後12か月～24月未 滿(1歳)	1回	個別	無	生後12か月～24か月 未滿 (1歳)	個別	無
	麻疹、風疹また はMR(期)	小学校就学前の1年 間	1回	個別	無	小学校就学前1年間	個別	無
	麻疹、風疹また はMR(期)	中学1年生に相当する 年齢の者	1回(H20年度から5年間 の措置)	個別	無	中学1年生に相当する 年齢の者	個別	無
	麻疹、風疹また はMR(期)	高校3年生に相当する 年齢の者	1回(H20年度から5年間 の措置)	個別	無	高校3年生に相当する 年齢の者	個別	無
BCG	原則生後3か月～6か 月未滿	1回	集団	無	勤奨は生後3か月～6 か月未滿	個別	無	
法定外BCG	BCG未接種者で生後 6か月以上1歳未滿	1回	個別	無	なし			
2 類 疾 病	高齢者 インフルエンザ	65歳以上 60歳～64歳の一部	1回	個別	1,000円 生活保 護世帯	65歳以上 60歳～64歳の一部	個別	1,000円 生活保 護世帯

ドック

		松江市	東出雲町
後期高齢者医療 75歳以上の市民 65歳以上で後期高齢者医療に加入			
本人負担	人間ドック(外来)	2割本人負担	助成無し
		7,140円～7,980円	
	脳ドック	3割本人負担	
		12,915円～14,490円	

最近の合併事例における各種健診事業の取扱い

取扱い内容	関係市町村		合併の方式	取扱い内容
	市町村名	人口(H17国調)		
小林市 (宮崎県) H22.3.23(予定)	小林市	38,923	編入	母子保健 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び母子保健指導については、健診の委託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行のまま実施することとし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。 成人健康診査 成人健康診査(胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎検診)については、集団検診における個人負担金は、現在調整を行っており、平成21年度に統一される。委託先を含む検診の差異については、統一する方向で合併時まで調整する。
	西諸県郡野尻町	8,670		
宮崎市 (宮崎県) H22.3.23(予定)	宮崎市	310,123	編入	予防接種については宮崎市の制度等に統一する。 検診・健診については宮崎市の制度等に統一する。 がん検診 ・清武町の実施方法は、集団検診と個別検診の併用とする。 ・個別検診は、宮崎市の制度等に統一する。 ・清武町における集団検診は当面現行どおりとし、合併後5年を目処に宮崎市の制度等に統一する。
	宮崎郡清武町	28,696		
熊本市 (熊本県) H22.3.23(予定)	熊本市	669,603	編入	健康福祉関係事業のうち次の事業については、5年間現行のとおりに継続し、その後の取り扱いについては新市において検討する。 ・総合健診 ・腹部超音波検診
	鹿本郡植木町	30,772		
湖西市 (静岡県) H22.3.23(予定)	湖西市	44,057	編入	健康診査に関することについては、湖西市の例に統一する。骨粗しょう症検診の対象年齢については、医師会と調整を図る。 予防接種事業に関することについては、湖西市の例に統一する。
	浜名郡新居町	16,937		
長野市 (長野県) H22.1.1(予定)	長野市	378,512	編入	長野市の制度に統一する。母子保健法に定められた1歳6か月児及び3歳児に加えて、長野市で行っている4か月児、9か月児の乳幼児健康診査に統一する。なお、健診実施場所は、両町村で現在行っている場所とする。
	上水内郡信州新町	5,535		
	上水内郡中条村	2,525		
長浜市 (滋賀県) H22.1.1(予定)	長浜市	62,225	編入	予防接種補助事業については、合併時に長浜市の制度に統一する。
	東浅井郡虎姫町	5,582		
	東浅井郡湖北町	8,926		
	伊香郡高月町	10,242		
	伊香郡木之本町	8,519		
	伊香郡余呉町	3,931		
	伊香郡西浅井町	4,622		

取扱い内容	関係市町村		合併の方式	取扱い内容
	市町村名	人口(H17国調)		
宮古市 (岩手県) H22.1.1(予定)	宮古市	60,250	合併	<p>1 集団乳児健康診査、1歳6ヶ月児健診及び3歳児健診については、宮古市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。また、個別乳児健康診査については、宮古市の制度を基準に合併時に調整する。</p> <p>2 健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診、総合健康診査(人間ドック)及び結核検診については、宮古市の制度を基準に合併時に調整する。</p> <p>3 予防接種事業(ポリオ予防接種、三種混合ワクチン接種、BCG接種、麻しん風しん混合予防接種、二種混合ワクチン接種)については、宮古市の制度を基準に合併時に調整する。</p> <p>4 歯科保健事業(乳幼児歯科保健事業、乳幼児フッ素塗布事業、妊婦歯科健康診査)については、宮古市の制度を基準に合併時に調整する。</p> <p>5 感染症等発生時における緊急体制については、現行のまま新市に引き継ぎ、まん延の防止に努める。</p> <p>6 保健推進委員等育成事業については、宮古市の制度を基準に合併時に調整する。</p> <p>7 保健センターの管理運営事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1)施設の管理については、現行どおり新市に引き継</p>
	下閉伊郡川井村	3,338		
清須市 (愛知県) H21.10.5	清須市	55,038	編入	健康推進関係事業については、清須市の例による。
	西春日井郡春日町	8,320		
気仙沼市 (宮城県) H21.9.1	気仙沼市	58,320	編入	<p>1 健康診査・検診事業については、合併年度は現行のとおりとし、次年度に気仙沼市の制度に統一する。</p> <p>2 予防接種事業については、気仙沼市の制度に統一する。ただし、ポリオ予防接種については、現行のとおり実施し、水痘予防接種及びおたふくかぜ予防接種については、気仙沼市の制度を適用する。</p>
	本吉郡本吉町	11,588		
真岡市 (栃木県) H21.3.23	真岡市	66,362	編入	<p>1 予防接種事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。</p> <p>2 健康診査事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。</p> <p>3 乳幼児健康診査事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。</p> <p>4 医療費助成事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。</p> <p>5 不妊治療助成事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。</p>
	芳賀郡二宮町	16,640		

議案（ 25 ）

児童福祉事業の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成22年1月25日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

児童福祉事業の取扱いについて

- (1) 保育所保育料の取扱いについては、松江市の例により統一する方向で調整する。
ただし、合併期日が年度中途の場合は、合併年度は現行のとおりとし、次年度から松江市の例により調整する。
- (2) 延長保育等の特別保育及び児童クラブの利用料については、松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、合併期日が年度中途の場合は、合併年度は現行のとおりとし、次年度から松江市の例により調整する。
- (3) 子育て支援センターについては、東出雲町子育て支援センターを東出雲町地域における子育て支援の拠点とし、松江市子育て支援センターを中核としたネットワーク化により、相談及び支援体制の充実を図る。
- (4) 乳幼児等医療費助成については、以下の方針により合併時に統一する方向で調整する。
3歳以上就学前幼児の医療費助成については、松江市の例により調整する。
就学から20歳未満の慢性腎疾患等11疾患群に係る入院者の医療費助成については、東出雲町の例により調整する。

(参考資料)

児童福祉事業に関する根拠法令 (抜粋)

『 児童福祉法 』

(児童福祉の理念)

第 1 条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

(児童育成の責任)

第 2 条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

(原理の尊重)

第 3 条 前 2 条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。

(児童の定義)

第 4 条 この法律で、児童とは、満 18 歳に満たない者をいい、児童を次のように分ける。

(1) 乳児 満 1 歳に満たない者

(2) 幼児 満 1 歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

(3) 少年 小学校就学の始期から、満 18 歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。

(児童福祉施設の設置)

第 35 条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設 (助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。) を設置するものとする。

2 (略)

3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

4 ~ 7 (略)

(市町村の支弁)

第 51 条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

(1) ~ (2) (略)

(3) 市町村の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

(4) ~ (9)

(費用の徴収及び負担)

第 56 条

1 ~ 2 (略)

3 第 50 条第 6 号の 2 に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第 51 条第 3 号若しくは第 4 号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

平成21年度 保育料徴収金額表

(単位:円)

階層区分の要件	階層	国の基準額		松江市			東出雲町			
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
生活保護世帯	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
前年度分の市町村民税非課税世帯	2	9,000	6,000	7,000	4,800		2	7,200	6,000	4,900
前年度分の市町村民税課税世帯	3	19,500	16,500	15,600	13,000		3	17,400	14,800	13,500
所得税額10,500円未満	4	30,000	27,000	19,800	17,400		4	23,000	22,000	21,600
所得税額10,500円以上40,000円未満							5	26,000	24,300	22,100
所得税額40,000円以上103,000円未満	5	44,500	41,500	29,800	27,400	26,900	6	35,600	33,200	29,300
所得税額103,000円以上203,000円未満	6	61,000	58,000	46,100			7	39,000	35,800	29,300
所得税額203,000円以上413,000円未満							8	48,800	40,600	34,800
所得税額413,000円以上	7	80,000	77,000				9	55,000	40,600	34,800

保育所の現況

網掛け = 合併後調整を要するもの。

設置状況	松江市			東出雲町		
	施設数 定員数 定員規模	(認可)私立 施設数 定員数 定員規模	公立 施設数 定員数 定員規模	施設数 定員数 定員規模	公立 施設数 定員数 定員規模	町認定(私立・認可外) 施設数 定員数 定員規模
開設時間 (延長含む) うち延長 保育時間	14施設 1,180人 2施設 ~45人 5施設 ~60人 4施設 ~90人 1施設 ~120人 1施設 ~150人 151人~	41施設 3,695人 7施設 ~45人 11施設 ~60人 12施設 ~90人 3施設 ~120人 5施設 ~150人 3施設	7:00~19:00 7:00~17:00 18:00~19:00 別紙一覧のとおり "	3施設 370人 -	1施設 164人 -	1施設 164人 -
入所年齢	別紙一覧のとおり ・ 幼保園の定 生後57日目~2歳(3歳から幼稚園籍) ・ 二葉、江島 1歳~就学前 ・ その他(11所園)生後57日目~就学前	"	"	3カ月~就学前(1施設) 満1歳~就学前(2施設)	生後40日目~就学前	生後40日目~就学前
延長保育	1時間 第1階層 0円/日 第2~3階層 100円/日(月額1,000円) その他 300円/日(月額5,000円)	同左	"	3施設 200円/日 (月額月~金2,000円) (月額月~土2,500円)	1時間 延長	1施設 150円/30分 延長
一時保育	施設数 4施設(うち公設民営2) 月~金 8:00~18:00 土 8:00~13:00	33施設 (うち新制度による一時預かり5)	別紙一覧のとおり	1施設	1施設	1施設
特別保育	利用料 3歳未満児 4時間以内800円(市外850円) 4時間超過1,600円(市外1,700円) 3歳以上児 4時間以内650円(市外700円) 4時間超過1,300円(市外1,400円) 給食費300円	同左	同左	3歳未満児 4時間以内800円(町外850円) 4時間超過1,600円(町外1,700円) 3歳以上児 4時間以内650円(町外700円) 4時間超過1,300円(町外1,400円) 給食費300円	利用料	3歳未満児 4時間以内800円(町外850円) 4時間超過1,600円(町外1,700円) 3歳以上児 4時間以内650円(町外700円) 4時間超過1,300円(町外1,400円) 給食費300円
休業	施設数 8施設 対象者 13人	2施設 20~30人 8:00~18:00、8:30~18:00 1歳~ 3歳未満児 おやつ代 別途	2施設 20~30人 8:00~18:00、8:30~18:00 1歳~ 3歳未満児 おやつ代 別途	1施設 6人 8:00~18:00 3歳未満児 町内在住 2,600円 町外在住 2,700円 3歳以上児 町内在住 2,300円 町外在住 2,400円	施設数	施設数
その他認可 保育所の状況		施設数 対象者 病児・病後 児保育	23施設 35人 2施設(つわぶき、比津ヶ丘融合センター) 外に市立病院、日赤乳児院	1施設 3人 1施設(揖屋)	施設数	-
認可外保育施設	1施設(魚瀬世代間交流会館) 旧児童館。H14から現行。過去の経緯・ 地元要望により地域の幼児のみを保育。))	認可外 企業内	2施設(みつば、パノミア) 6施設(松江赤十字病院、松江医療セ ンター、記念病院、YMI3)	1施設(綿新町)	施設数	

松江市認可保育所(園)一覧(平成22年度予定)

地区 (公民館区)	保育所(園)名	設置 主体	定員	所在地	電話	対象年齢	開設時間				備考	病後児 保育	一時 保育
							平日		土曜日				
							通常保育	延長保育	通常保育	延長保育			
城東	しらゆり千鳥保育園	私立	150	北田町188-3	21-3440	生後43日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 18:00	-			
	たまち保育園	私立	180	西川津町1610-4	26-5454	3歳~就学前	7:00 - 18:00	- 20:00	7:00 - 18:00	- 19:00			
	たまち乳児保育園(仮称)	私立	90	西川津町1610-2	60-1160	生後43日目~2歳	7:00 - 18:00	- 20:00	7:00 - 18:00	- 19:00			満3歳に達した次年度はたまち保育園に移籍 平成22年4月開園予定
	城東保育園	公立	120	学園1-10-12	21-2587	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 17:00	-			
	たまち育英北保育園	私立	60	下粟川津町1340-10	25-7345	生後43日目~2歳	7:00 - 18:00	- 20:00	7:00 - 18:00	- 19:00			満3歳に達した次年度はたまち保育園に移籍
	しらゆり第2保育園	私立	150	西持田町336-5	23-3340	生後43日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 18:00	-			
	城見保育園	私立	90	北堀町66	22-3044	生後43日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 18:00	-			
	しらとり保育園	私立	90	内中原町190	21-5181	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 18:00	-			
	末次保育園	公立	120	外中磨町329	21-3446	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 17:00	-			
	比津ヶ丘保育園	私立	70	比津が丘4-2-34	26-2025	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 18:00	- 19:00			
城北	比津ヶ丘保育園融合センター	私立	45	比津町314-1	28-2218	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 22:00	7:00 - 18:00	- 19:00			
	比津ヶ丘保育園わらべのその(仮称)	私立	60	比津町317	28-2248	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 22:00	7:00 - 18:00	- 19:00			平成22年4月開園予定
	法吉保育園	私立	180	番日町489-1	21-0307	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 17:00	-			
	みずうみ保育園	私立	60	法吉町627-5	24-2525	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 18:00	- 19:00			
	みずうみ第2保育園	私立	60	法吉町722-4	31-5545	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 18:00	- 19:00			
	みのり乳児保育園	私立	30	浜佐田町125	36-4322	生後43日目~1歳	7:00 - 18:00	- 20:00	7:00 - 18:00	- 20:00			満2歳に達した次年度はみのり保育園に移籍
	みのり保育園	私立	60	浜佐田町126-1	36-5528	2歳~就学前	7:00 - 18:00	- 20:00	7:00 - 18:00	- 20:00			
	浜佐田保育園	私立	60	浜佐田町545-1	22-7322	生後40日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 18:00	- 19:00			
	ふたば保育園	私立	60	西浜佐田町546-9	36-6742	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 18:00	-			
	ふたば第2保育所(仮称)	私立	60	西浜佐田町1261-1	36-6308	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 18:00	-			平成22年4月開園予定
本庄	本庄保育園	私立	60	本庄町112-5	34-0524	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 17:00	-			
	御津保育園	公立	60	鹿島町御津798-2	82-0302	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 17:00	-			
	恵曇保育園	公設民営	100	鹿島町武代161	82-2093	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 17:00	-			
	マリン保育園	公設民営	80	島根町大戸2189-2	85-2064	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 17:00	-			
	野波保育園	公設民営	60	島根町野波2321-2	85-2346	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 17:00	-			
	美保西保育園	公立	80	美保町西浦658-1	75-0534	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 17:00	-			
	美保東保育園	公立	80	美保町森山650-1	72-9210	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 17:00	-			
	二葉保育園	公立	150	八束町渡入2020-1	76-2124	1歳~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 17:00	-			
	江島保育園	公立	30	八束町江島61	76-2836	1歳~就学前	7:00 - 18:00	- 19:00	7:00 - 17:00	-			

松江市認可保育所(園)一覧(平成22年度予定)

地区 (公民館区)	保育所(園)名	設置主体	定員	所在地	電話	対象年齢	開設時間			備考	病後児 保育	一時 保育
							平日		土曜日			
							通常保育	延長保育 (注1)	通常保育 延長保育 (注1)			
白濁	白濁 保育園	公立	70	瀬町1-57	21-4204	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 17:00	-		
	松江ナザレオン保育園	私立	60	東朝日町93	23-1215	生後43日目~就学前	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 18:00	18:30 - 18:30		
	松江 保育園	私立	90	東朝日町232	21-4148	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 17:00	-		
	松原 保育園	私立	45	津田町324	21-9835	生後40日目~就学前	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00		
	松尾 保育園	私立	45	松尾町731-1	21-5087	生後43日目~就学前	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 18:00	-		
	みつき乳児保育園	私立	150	西津田7-9-1	60-7200	生後43日目~2歳	7:00 - 18:00	21:00 - 21:00	7:00 - 18:00	20:00 - 20:00	満3歳になった次年度はみつき保育園に移籍	
	みつき保育園	私立	250	西津田7-9-5	31-2222	3歳~就学前	7:00 - 18:00	21:00 - 21:00	7:00 - 18:00	20:00 - 20:00		
	みどり保育園	私立	100	上乃木1-2-37	22-2218	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00		
	愛恵保育園	私立	90	東津田町557-1	22-2921	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 18:00	-		
	虹の子保育園	私立	60	西津田9-2-40	21-5126	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	20:00 - 20:00	7:00 - 18:00	20:00 - 20:00		
南	なかよし保育園	私立	90	古志原6-9-34	24-6131	生後43日目~就学前	7:00 - 18:00	20:00 - 20:00	7:00 - 18:00	20:00 - 20:00		
	古志原 保育所	私立	130	古志原3-4-35	21-3800	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 18:00	-		
	こばと保育園	私立	90	八雲台1-1-2	26-7161	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 17:45	-		
	運動公園前保育所チャイルド	私立	45	上乃木9-20-10	26-6600	生後57日目~就学前	7:30 - 18:30	19:30 - 19:30	7:30 - 18:30	19:30 - 19:30		
	しらゆり第3保育園	私立	150	矢田町464-6	26-2356	生後43日目~就学前	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 18:00	-		
	わかたけ保育園	私立	90	八幡町263-12	37-0200	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 17:00	-		
	乃木 保育園	私立	90	浜乃木6-22-14	21-9560	生後57日目~就学前	7:20 - 18:20	19:20 - 19:20	7:20 - 18:20	18:20 - 18:20		
	袖師 保育園	私立	110	西舞島1-2-35	24-6728	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00		
	つわぶき保育園	私立	60	乃木福富町318-1	60-1818	生後43日目~就学前	7:30 - 18:30	19:30 - 19:30	7:30 - 18:30	19:30 - 19:30		
	幼保園のぞ	公立	30	田和山町108	60-2605	生後57日目~2歳 (注2)	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 17:00	-	満3歳となった4月以降も希望により継続預け可	
乃木	みつき田和山保育園(仮称)	私立	90	乃白町161-1	21-0707	生後43日目~就学前	7:00 - 18:00	21:00 - 21:00	7:00 - 18:00	21:00 - 21:00		
	みつき田和山第2保育園(仮称)	私立	120	乃白町163-1	21-0707 (仮)	生後43日目~就学前	7:00 - 18:00	21:00 - 21:00	7:00 - 18:00	21:00 - 21:00	平成22年4月開園予定	
	みつき田和山夜間保育園	私立	45	浜乃木6-1-2	60-1707	生後43日目~就学前	11:00 - 22:00	前8:00~ 後~1:45(AM)	11:00 - 22:00	前8:00~ 後~1:45(AM)	通常保育時間は11時~22時です。(その他の時間 は別途延長保育料がかかります)	
	しらゆり保育園	私立	120	古志原6-19-36	22-3803	生後43日目~就学前	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 18:00	18:00 - 18:00		
	育英乳児保育園	私立	60	松江市大庭町1197-1	61-1981	生後43日目~2歳	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00		
	八雲 保育園	公立	80	八雲町東岩坂100	54-1025	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 17:00	-		
	たけかや保育園	私立	80	八雲町東岩坂393-1	54-1502	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	19:30 - 19:30	7:00 - 18:00	18:00 - 18:00		
	ひよし保育園	私立	45	八雲町日吉333-143	54-1128	生後40日目~就学前	7:00 - 18:00	20:00 - 20:00	7:00 - 18:00	18:30 - 18:30		
	玉湯 町 保育園	私立	90	玉湯町湯町1997	62-0885	生後5月~就学前	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 18:00	18:00 - 18:00		
	六連 保育園	公設民営	120	六連町佐々布9	66-0144	生後57日目~就学前	7:00 - 18:00	19:00 - 19:00	7:00 - 17:00	-		

東出雲町認可保育所(園)一覧(平成22年度予定)

地区 (公民館区)	保 育 所 (園) 名	設置 主体	定員	所 在 地	電 話	対 象 年 齢	開設時間				備 考	病後児 保育	一時 保育
							平日		土曜日				
							通常保育	延長保育	通常保育	延長保育			
揖屋	揖屋保 育 園	公立	180	揖屋町2198	52-5441	生後3ヶ月～就学前	7:00 - 18:00	延長保育 - 19:00	7:00 - 18:00	延長保育 - 19:00			
意東	意東保 育 園	公立	80	下意東751	52-3067	1歳～就学前	7:00 - 18:00	延長保育 - 19:00	7:00 - 18:00	延長保育 - 19:00			
出雲郷	出雲郷保 育 園	公立	110	出雲郷927	52-5151	1歳～就学前	7:00 - 18:00	延長保育 - 19:00	7:00 - 18:00	延長保育 - 19:00			

東出雲町認定保育所(園)一覧(平成22年度予定)

地区 (公民館区)	保 育 所 (園) 名	設置 主体	定員	所 在 地	電 話	対 象 年 齢	開設時間				備 考	病後児 保育	一時 保育
							平日		土曜日				
							通常保育	延長保育	通常保育	延長保育			
出雲郷	錦新町保 育 園	私立	164	錦新町5-1-4	52-7423	生後40日目～就学前	7:00 - 18:00	延長保育 - 19:00	7:00 - 18:00	延長保育 - 19:00			

平成21年度 保育料 近隣自治体比較表

(単位:円)

階層区分の要件	階層	国の基準額		松江市			東出雲町			
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
生活保護世帯	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度分の市町村民税非課税世帯	2	9,000	6,000	7,000	4,800	6,000	7,200	6,000	4,900	
前年度分の市町村民税課税世帯	3	19,500	16,500	15,600	13,000	14,800	17,400	14,800	13,500	
所得税額10,500円未満	4	30,000	27,000	19,800	17,400		26,000	24,300	22,100	
所得税額10,500円以上40,000円未満										
所得税額40,000円以上103,000円未満	5	44,500	41,500	29,800			35,600	33,200	29,300	
所得税額103,000円以上203,000円未満	6	61,000	58,000	46,100	26,900	27,400	39,000	35,800	29,300	
所得税額203,000円以上413,000円未満										
所得税額413,000円以上	7	80,000	77,000				55,000	40,600	34,800	

階層区分の要件	階層	国の基準額		松江市			出雲市		
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯	1	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度分の市町村民税非課税世帯	2	9,000	6,000	7,000	4,800	6,000	8,000	5,500	
前年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	3	19,500	16,500	15,600	13,000		16,000	11,000	
前年度分の市町村民税所得割の額のある世帯									
所得税額10,000円未満	4	30,000	27,000	19,800	17,400		23,000	18,000	
所得税額10,000円以上19,000円未満									
所得税額19,000円以上40,000円未満	5	44,500	41,500	29,800	26,900	27,400	31,000	25,000	
所得税額40,000円以上50,000円未満									
所得税額50,000円以上75,000円未満	6	61,000	58,000	46,100	47,000		45,000	34,000	
所得税額75,000円以上103,000円未満									
所得税額103,000円以上153,000円未満	7	80,000	77,000				47,000	36,000	
所得税額153,000円以上279,000円未満									
所得税額279,000円以上413,000円未満	7	80,000	77,000				49,000	38,000	
所得税額413,000円以上									

平成21年度 保育料 近隣自治体比較表

(単位:円)

階層区分の要件	階層	国の基準額		松江市			雲南市		
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層	3歳未満児	3歳以上児
		0	0	0	0	0	1	0	0
生活保護世帯	1	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度分の市町村民税非課税世帯	2	9,000	6,000	7,000	4,800	2	7,200	4,500	
前年度分の市町村民税課税世帯	3	19,500	16,500	15,600	13,000	3	15,600	12,400	
所得税額40,000円未満	4	30,000	27,000	19,800	17,400	4	24,000	20,300	
所得税額40,000円以上103,000円未満	5	44,500	41,500	29,800		5	35,600	31,200	
所得税額103,000円以上413,000円未満	6	61,000	58,000	46,100	26,900	6	42,700	37,700	
所得税額413,000円以上	7	80,000	77,000			7	48,000	42,400	

階層区分の要件	階層	国の基準額		松江市			鳥取市		
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層	3歳未満児	3歳以上児
		0	0	0	0	0	1	0	0
生活保護世帯	1	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度分の市町村民税非課税世帯	2	9,000	6,000	7,000	4,800	2	6,300	4,800	
前年度分の市町村民税課税世帯	3	19,500	16,500	15,600	13,000	3	13,600	13,200	
所得税額19,000円未満	4	30,000	27,000	19,800	17,400	4	16,000	20,200	
所得税額19,000円以上40,000円未満	5	44,500	41,500	29,800		5	22,000	22,900	
所得税額40,000円以上69,000円未満	6	61,000	58,000	46,100	26,900	6	28,000	27,000	
所得税額69,000円以上103,000円未満	7	80,000	77,000			7	34,000	28,500	
所得税額103,000円以上253,000円未満	8					8	40,000	30,000	
所得税額253,000円以上413,000円未満	9					9	46,000	31,500	
所得税額413,000円以上	10					10	52,000	33,000	

階層区分の要件	階層	国の基準額		松江市			米子市			
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
		0	0	0	0	0	1	0	0	0
生活保護世帯	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年度分の市町村民税非課税世帯	2	9,000	6,000	7,000	4,800	2	8,000	6,000	6,000	
前年度分の市町村民税課税世帯	3	19,500	16,500	15,600	13,000	3	17,800	15,700	15,700	
所得税額20,000円未満	4	30,000	27,000	19,800	17,400	4	23,800	21,500	21,500	
所得税額20,000円以上40,000円未満	5	44,500	41,500	29,800		5	30,000	27,000	27,000	
所得税額40,000円以上72,000円未満	6	61,000	58,000	46,100	26,900	6	35,500	32,000	30,800	
所得税額72,000円以上103,000円未満	7	80,000	77,000			7	41,000	36,600	30,800	
所得税額103,000円以上258,000円未満	8					8	47,500	37,000	30,800	
所得税額258,000円以上413,000円未満	9					9	54,000	37,000	30,800	
所得税額413,000円以上	10					10	61,500	37,000	30,800	

児童クラブ事業の状況

項目	松江市	東出雲町
児童クラブ数	公設民営35クラブ(36施設) 民設民営4クラブ	公設民営3クラブ(3施設)
対象児童学年	市立小学校34校(分校1含む) 公設民営1~3年生(2クラブのみ6年生まで) 民設民営1~6年生	町立小学校 3校 原則1年~3年生 (特別支援児童6年生まで可)
入会児童数	1,573人 1年生~3年生 (1~3の全児童数) 1,528人 (5,073人) 45人 4年生~6年生 (4~6の全児童数) (5,284人)	159人 158人 (554人) 1人 (529人)
1クラブあたりの人数	1~15名 16~30名 31~45名 46~60名 61~75名 75~100名	公設民営1クラブ 公設民営2クラブ
運営主体	公設民営24運営委員会、1社会福祉法人(指定管理者制度) 同一委員会が複数クラブを運営している場合有り 民設民営3社会福祉法人、1NPO法人(補助事業)	公設民営1運営委員会(委託料)
委託料	公設民営210,968千円(指定管理料) 民設民営11,582千円(補助金)	18,888千円
開設曜日	月曜日~金曜日 月曜日~土曜日 学校長期休業中	公設民営3クラブ(3施設) 公設民営3クラブ(3施設)

児童クラブ事業の状況

項目	松江市	東出雲町
開設時間	平常授業日：終業時～18：00	公設民営31クラブ(32施設)
	平常授業日：終業時～19：00	公設民営4クラブ 民設民営1クラブ
	平常授業日：終業時～19：30	民設民営1クラブ
	平常授業日：終業時～20：00	民設民営1クラブ
	平常授業日：終業時～21：00	民設民営1クラブ
	学校長期休業中：8：30～19：00	学校長期休業中も同様
利用料	通常月	5,000円(月～土)
		4,500円(月～金 登録者) 5,000円(月～隔週土、月～各土午前中 登録者) 5,500円(月～土 登録者)
		・同一世帯から2人以上の児童が入会した場合、2人目から半額 ・月の中途入会は日割り ・月の中途退会は日割り ・おやつ代、保護者会費は各クラブで異なる ・保護者負担金(保険料)として児童1人あたり年間500円
	学校長期休業中	学校長期休業中も同様 開設日数×400円
減免制度	有り	有り
	・生活保護世帯：全額免除 ・住民税非課税世帯：全額免除 ・所得税非課税世帯：半額免除 ・その他(準要保護認定等)：1/3免除	・生活保護世帯：全額免除 ・住民税非課税世帯：半額免除 ・所得税非課税世帯：半額免除 ・その他(準要保護認定等)：半額免除
実施場所	専用施設	公設民営7クラブ
		民設民営1クラブ
	小学校空教室	公設民営16クラブ(17施設)
	児童館	公設民営1クラブ
	民家	公設民営4クラブ 民設民営1クラブ
	公的施設 集会所 保育所	公設民営6クラブ 公設民営1クラブ 民設民営2クラブ
定員の設定	各クラブ毎で異なる	設定なし

子育て支援センターの状況

	名称	場所	開所時間	休所日	事業内容
松江市	1 松江市子育て支援センター	松江市乃白町32番地2 (松江市保健福祉総合センター1F)	9時～17時	日曜日、年末年始	<p>拠点：松江市子育て支援センター</p> <p>(1)地域子育て支援拠点事業 子育て相談に関すること 親子の交流の場と遊び場の提供に関すること 子育て支援団体の支援に関すること 子育てに関する情報の収集及び発信に関すること 子育てに関する調査、研究、企画及び調整に関すること</p> <p>(2)各サテライトとの連携</p> <p>(3)心身障害児地域小規模療育活動事業</p> <p>(4)訪問型子育てサポート事業</p> <p>(5)ファミリーサポートセンター事業</p> <p>(6)その他市長が必要と認める事業</p> <p>要保護児童支援については、市役所家庭相談室において「要保護児童対策協議会」を設置運営</p> <p>女性相談については、「男女共同参画センター」(松江市白潟本町43、ステイックビル3階)において実施</p>
	2 松江赤十字乳児院	松江市南田町162	9時～16時30分 (施設開放) 13時30分～16時30分	土、日曜日、 祝日、年末年始、 日赤創立記念日(5月1日)	
	3 美保関子育て支援センター	松江市美保関町下宇部尾61-2 (美保関支所内)	9時～17時	土、日曜日、 祝日、年末年始	
	4 鹿島子育て支援センター	松江市鹿島町北講武885-5 (鹿島福祉センター内)	9時30分～17時	木曜日 (祝日の場合はその翌日)、 年末年始	
	5 おもちゃの広場	松江市白潟本町43 松江市市民活動センター (ステイックビル2階)	9時～17時	水曜日、年末年始	
	6 たまゆつどいの広場	松江市玉湯町湯町683-8 (サン・エールたまゆ内)	9時～17時	土、日曜日、 祝日、年末年始	
	7 宍道子育て支援センター	松江市宍道町佐々布204-4 (宍道公民館内)	9時～17時	土、日曜日、 祝日、年末年始	
	8 やくも子育て支援センター	松江市八雲町東岩坂393-1 (たけかや保育園内)	9時～17時30分 (施設開放) 9時～14時	土、日曜日、 祝日、年末年始	
東出雲町	1 東出雲町子育て支援センター	東出雲町大字揖屋町1216番地1 (東出雲町保健福祉センター 保健福祉課内)	(受付時間) 9時～17時	土、日曜日、 祝日、年末年始	<p>(1)子育て不安についての相談、指導 子育て相談時受付実施 24時間子育て相談電話(子育て・児童虐待・DV等)の設置 こんにちは赤ちゃん事業の実施 養育支援訪問事業の実施</p> <p>(2)子育てに関する情報の収集及び提供並びに交流の場の提供 親子でふれあう場の支援(親子で遊ぼう!) 子育てサロンの実施・・・町内2箇所 つどいの広場(ぼっとほんわかハウス)の実施 子育てぼっとネットの運営</p> <p>(3)子育てサークル等の育成及び支援 手づくりおもちゃの会による布おもちゃの製作支援</p> <p>(4)関係機関等との連絡及び協調 子ども支援ネットワーク会議の設置(要保護児童)</p> <p>(5)子育て支援に関する普及啓発</p> <p>(6)その他町長が必要と認める事業 ファミリーサポートセンター事業 女性相談窓口開設</p>

乳幼児等医療費助成の現状

(1) 助成対象者

- ・ 3歳未満の乳幼児（通院、入院）
- ・ 3歳から就学前の乳幼児等（通院、入院）
- ・ 就学から20歳未満の者で、11疾患群（慢性腎疾患他）* 1 で入院をした者

(2) 1医療機関、1月あたりの自己負担上限額

対象者区分		
	松江市	東出雲町
3歳未満の乳幼児		
対象者数（H20年度末）	5,219人	447人
通院	0 円	0 円
入院	0 円	0 円
薬局	0 円	0 円
3歳以上就学前		
対象者数（H20年度末）	6,340人	663人
通院	0 円	1,000 円
入院	0 円	2,000 円
薬局	0 円	0 円
11疾患群（就学から20歳未満）		
対象者数（H20年度末）	6人	2人
通院	助成対象外	助成対象外
入院	15,000 円	2,000 円
薬局	助成対象外	助成対象外

- *1 11疾患群 …
- (1) 慢性腎疾患
 - (2) ぜんそく
 - (3) 慢性心疾患
 - (4) 膠原（こうげん）病
 - (5) 神経・筋疾患
 - (6) 悪性新生物
 - (7) 内分泌疾患
 - (8) 糖尿病
 - (9) 先天性代謝異常
 - (10) 血友病等血液・免疫疾患
 - (11) 慢性消化器疾患

最近の合併事例における児童福祉事業の取扱いについて

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併の 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
長野市 (長野県) H22.1.1 (予定)	長野市	378,512	編入	<p>1 次世代育成支援行動計画については、長野市の制度に統一する。</p> <p>2 <u>児童福祉関係事業については、長野市の制度に統一する。</u></p> <p>3 保育事業について、</p> <p>(1) <u>信州新町及び中条村の公立保育所は、長野市の公立保育所として引き継ぐ。</u></p> <p>(2) <u>中条村の認定こども園は、長野市の認定こども園として引き継ぐ。</u></p> <p>(3) <u>各種保育所運営事業については、平成21年度は現行のとおりとし、平成22年度から長野市の制度に統一する。</u></p> <p>(4) <u>保育料については、長野市の制度に統一する。ただし、信州新町については、平成21年度は現行のとおりとし、平成22年度は経過措置を講ずる。</u></p> <p>(5) 中条村の認定こども園の幼稚園機能保育料については、現行のとおりとする。ただし、中条村の土曜日、春夏冬休み及び振替休業日等の預かり保育料は、平成22年度から長野市一時保育保護者費用負担を適用する。</p> <p>(6) 児童が通園に利用するバスについては、現行のとおりとし、通園バスの利用料金については、長野市の制度に統一する。ただし、</p> <p>ア 信州新町の通園バスの利用月額料金については、平成21年度は無料とし、平成23年度まで長野市の当該利用料金の2分の1とする。</p> <p>イ 信州新町の保育活動における行事などに伴う臨時運行については、長野市の制度に統一する。</p>
	上水内郡 信州新町	5,535		
	上水内郡 中条村	2,525		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併の 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
清須市 (愛知県) H21.10.5	清須市	55,038	編入	<p>子育て支援関係事業については、原則として清須市の例による。</p> <p>1 <u>保育所については、新市に引き継ぎ、運営については清須市の例による。</u></p> <p>2 児童館については、新市に引き継ぎ、運営については両市町に相違がないため、現行のとおりとする。</p> <p>3 <u>放課後児童クラブについては、新市に引き継ぎ、運営については清須市の例による。</u></p> <p>4 <u>子育て支援センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。</u></p> <p>5 <u>ファミリー・サポート・センターについては、清須市のファミリー・サポート・センターに統合する。</u></p> <p>6 遺児手当については、清須市の例による。</p>
	西春日井郡春日町	8,320		
気仙沼市 (宮城県) H21.9.1	気仙沼市	58,320	編入	<p>1 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当については、気仙沼市の制度に統一する。</p> <p>2 <u>児童館運営事業及び子育て支援センター事業については、現行のとおり実施する。</u></p> <p>3 <u>ファミリーサポート・センター事業については、気仙沼市の制度を適用する。</u></p> <p>4 子育て短期支援事業については、気仙沼市の制度に統一する。</p> <p>5 <u>家庭児童相談業務については、気仙沼市の制度を適用する。</u></p> <p>6 <u>虐待防止ネットワークについては、気仙沼市の制度に統一する。</u></p>
	本吉郡本吉町	11,588		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併の 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	<p>保育料</p> <p>1 <u>保育料については、合併年度は現行のままとし、平成22年度から高崎市の制度に統一する。ただし、増額となる階層の保育料については、段階的に調整し、平成23年度から統一するものとする。</u></p> <p>2 <u>保育料第3子以降無料化事業については、合併年度は現行のままとし、平成22年度から高崎市の制度に統一する。</u></p> <p>3 <u>私立保育所に対する補助については、合併年度は現行のままとし、平成22年度に高崎市の制度に統一する。</u></p> <p>児童福祉事業</p> <p>1 放課後児童健全育成事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後に段階的に高崎市の制度に統一する。</p> <p>2 次世代育成支援行動計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、地域の行動計画として実施する。また、合併後、平成21年度中に高崎市全体を視野に入れた後期5か年計画を策定する。</p>
	多野郡吉井町	24,987		
前橋市 (群馬県) H21.5.5	前橋市	318,584	編入	<p>1 保健福祉事業の取扱い</p> <p>保健福祉事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。</p> <p>2 保育料の取扱い</p> <p><u>保育料の取扱いについては、前橋市の保育料に統一するものとする。</u></p>
	勢多郡富士見村	22,320		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併の 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
真岡市 (栃木県) H21.3.23	真岡市	66,362	編入	<p>1 <u>公立保育所運営事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。</u></p> <p>2 民間保育所(園)運営委託事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 民間保育所(園)運営委託事業及び1歳児保育担当保育士増員費補助については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 民間保育所(園)運営費補助については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。</p> <p>(3) 私立保育所(園)施設整備補助については、合併時に真岡市の制度に統一する。</p> <p>(4) 調理員増員費補助については、合併時に真岡市の制度を適用する。</p> <p>3 保育所(園)入・退所事務については、現行のとおりとする。</p> <p>4 特別保育事業については、次のとおりとする</p> <p>(1) <u>乳児保育事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。</u></p> <p>(2) 障がい児保育事業及び保育所地域活動事業については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 延長保育事業については、公立保育所は、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。私立保育所(園)は、現行のとおりとする。</p> <p>(4) 私立保育所(園)の一時保育事業については、現行のとおりとし、物部保育所の一時的保育事業については、合併時に廃止する。</p> <p>(5) 休日保育事業及び乳幼児健康支援一時預かり事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。</p>
	芳賀郡二宮町	16,640		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併の 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
				<p>5 保育料については、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>保育料及び保育料減免については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。</u></p> <p>(2) <u>第3子以降保育料免除事業については、現行のとおりとする。</u></p> <p>6 民間育児サービス事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 民間育児サービス対策事業については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 幼稚園併設型民間育児サービス支援事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。</p> <p>7 保育ママ育成事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。</p>
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	<p>使用料・手数料の取扱いについて</p> <p><u>富士市の制度に統一する。ただし、富士川町独自の施設の使用料については、当面現行どおりとし、段階的に調整するものとする。</u></p>
	庵原郡富士川町	16,823		<p>各種福祉制度の取扱いについて</p> <p>富士市の制度に統一する。ただし、敬老事業については、合併前の富士市及び富士川町の制度を継続し、平成21年度に富士市の制度に統一するものとする。</p>
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	<p>1 <u>保育料については、合併時に福島市の制度に統一する。</u></p> <p>2 母子・父子家庭激励事業は、合併時に廃止する。</p> <p>3 <u>その他の児童福祉事業については、合併時に福島市の制度に統一する。</u></p>
	伊達郡飯野町	6,488		

議案（ 26 ）

高齢者福祉事業の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成22年1月25日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

高齢者福祉事業の取扱いについて

松江市の制度に統一する方向で調整する。ただし、高齢者の実態や地域の特性等により合併時に統一が困難なものについては、合併後統一する方向で調整する。

(参考資料)

高齢者福祉事業の取扱いに関する根拠法令(抜粋)

『老人福祉法』

(老人福祉増進の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たつては、その施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たつては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

(支援体制の整備等)

第10条の3 市町村は、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第11条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備に当たつては、65歳以上の者が身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(居宅における介護等)

第10条の4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

(1) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第5条の2第2項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

(2) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者(養護者を含む。)を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人デイサービスセンター等」という。)に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、

又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

(3) 65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

(4) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第5条の2第5項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

(5) 65歳以上の者であつて、認知症(介護保険法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。)であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第6項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

2 市町村は、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

(老人ホームへの入所等)

第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

(1) 65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

(2) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介

護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

- (3) 65歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。

2 (略)

(老人福祉の増進のための事業)

第13条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業(以下「老人健康保持事業」という。)を実施するように努めなければならない。

2 (略)

高齢者福祉事業別比較表

事業名	松 江 市	東 出 雲 町
敬老会・敬老祝支給事業	<p>敬老の日祝賀会（敬老会） （市補助金なし）</p> <p>各地区公民館、自治会等で開催</p> <p>敬老祝支給事業 記念品を贈呈する 対象者：満100歳、米寿、白寿 （平成21年支給予定者5月末現在 満100歳53人、米寿903人、白寿86人）</p> <p>記念品内容（平成21年度予定）： 米寿、白寿記念品タオルセット、満100歳記念品毛布・表彰状（額付）</p>	<p>敬老の日祝賀会（敬老会） 1回／年（町全体で開催） 対象者：75歳以上 （H20年度実績出席者214人／1,392人）</p> <p>内容：式典と演芸 昼食弁当、出席者記念品（タオル）</p> <p>敬老祝支給事業 記念品を贈呈する 対象者：米寿、白寿 （平成21年支給予定者7月末現在 米寿44人、白寿5人）</p> <p>記念品内容（平成21年度予定）： 米寿・茶筒、白寿・ひざかけ 表彰状</p>
高齢者緊急通報体制整備事業	<p>対象者 概ね65歳以上の在宅の一人暮らし高齢者 突発的な事故が起こる可能性のある疾病を持つ者及び、それに準ずる状態にある者</p> <p>費用負担 機器を設置する場合に係る工事費の2分の1 （市町村民税課税世帯のみ） 工事費：11,000～22,000円 通報時の通話料は個人負担 通話料：電話料金</p> <p>通報先 消防本部通信指令課 協力員・緊急連絡先 その他 自立生活支援判定会議により要否決定</p> <p>実績： 利用人数：455人（H21.11月末現在）</p>	<p>対象者 住民税非課税世帯 概ね65歳以上の高齢者のみの世帯又は重度障害者のみの世帯に属して者 要介護（支援）認定者</p> <p>費用負担 初期設置費用のみ（上限21,000円）を助成</p> <p>標準工事費：21,000円～22,500円 毎月の利用料や維持管理費等は個人負担 利用料：997円＋（オプション料金）</p> <p>通報先 緊急通報監視システム（民間）</p> <p>実績：H21年度からの事業 利用人数：0人</p>
訪問理美容サービス事業	<p>対象者 介護保険の要介護認定において、要介護3以上と認定された在宅の高齢者等（特定疾病含む）又は身体障害者手帳所持者で肢体不自由に係る障害の程度が1級又は2級の者。 世帯・家屋の状態や地理的条件から理美容店に出向くことが困難な者（但し、デイスサービス等で理容サービスを受けることができる者を除く）</p> <p>利用回数 4回／年 利用者負担 1,500円／回 委託先 松江市内の島根県理容生活衛生同業組合 島根県美容業環境衛生同業組合松江支部鹿島部</p> <p>委託料 1,500円／回</p> <p>その他 自立生活支援判定会議により要否を決定</p> <p>H20年度実績 年間利用人数 31人 81回 （経費）委託料 121,500円 損害保険料 133,840円</p>	<p>対象者 住民税非課税世帯（H17年度税制改正の経過措置あり）で以下のいずれかに該当する者 在宅で概ね65歳以上の寝たきり度B・Cランクの高齢者 重度障害者 認知度 a 以上の認知症高齢者で、理美容院に出向くことが困難な者</p> <p>利用回数 理美容券 5枚／年 利用者負担 1,700円／回 委託先 社会福祉協議会</p> <p>委託料 2,000円／回</p> <p>その他 地域ケア会議による審査結果勘案により要否を決定</p> <p>H20年度実績 無</p>

高齢者福祉事業別比較表

事業名	松 江 市	東 出 雲 町														
外出支援事業	<p>移送タクシー（鹿島・美保関・八雲・八束） 対象者 介護保険の要介護認定において要介護1以上と認定された、概ね65歳以上の在宅高齢者 一人暮らし又は高齢者のみの世帯 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、申請に係る年度の前年度の市町村民税が非課税者</p> <p>利用内容 タクシー利用券 2,000円/月（500円券*4枚） （1回の乗車につき2枚まで使用可能） H20年度実績 委託金額 391,500円 登録者数 35人 利用枚数 783枚（@500円）</p> <p>その他 自立生活支援判定会議により要否決定</p>	<p>外出支援サービス事業（移送タクシー） 対象者 在宅の概ね60歳以上住民税非課税世帯（H17年度税制改正の経過措置あり）で以下のいずれかに該当する者 寝たきり度B・Cランクで下肢不自由者 寝たきり度Aランクで一般公共交通機関利用困難者</p> <p>助成額 タクシー利用券 4,000円/月（500円券*8枚） 48,000円/年を上限 H20年度実績 259,560円 利用実人員 8人</p> <p>その他 地域ケア会議による審査結果勘案により要否決定</p>														
	<p>移送サービス（旧松江・玉湯・宍道・島根） 対象者 介護保険の要介護認定において要介護1以上と認定された、概ね65歳以上の在宅高齢者又は、身体障害者手帳の障害程度が1級又は2級の障害者 車椅子や歩行補助用具等を利用し、外出時に付添いが必要な者</p> <p>利用内容 半日を1回とし、月2回以内利用（旧松江） 1日1回（往復）までとし、月2回以内利用（島根・玉湯・宍道）</p> <p>利用者負担 利用料 500円/回、年会費 2,000円</p> <p>委託先 松江市社会福祉協議会 （社）山陰家庭学院</p> <p>H20年度実績 委託金額 6,682,537円</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">利用件数</td> <td style="text-align: center;">登録者数</td> </tr> <tr> <td>旧松江市</td> <td style="text-align: center;">465件</td> <td style="text-align: center;">55人</td> </tr> <tr> <td>島根町</td> <td style="text-align: center;">391件</td> <td style="text-align: center;">21人</td> </tr> <tr> <td>玉湯町</td> <td style="text-align: center;">139件</td> <td style="text-align: center;">41人</td> </tr> <tr> <td>宍道町</td> <td style="text-align: center;">269件</td> <td style="text-align: center;">32人</td> </tr> </table>		利用件数	登録者数	旧松江市	465件	55人	島根町	391件	21人	玉湯町	139件	41人	宍道町	269件	32人
	利用件数	登録者数														
旧松江市	465件	55人														
島根町	391件	21人														
玉湯町	139件	41人														
宍道町	269件	32人														
福祉バス運行事業	<p>対象者 福祉バス利用者は市内に居住するものとし、利用団体は市内に主たる事務所の所在地を有する次に掲げる団体とする。 公民館・地区社協等の公的団体 構成員の大多数が65歳以上の団体 障害児（者）の団体 社会奉仕団体 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める団体</p> <p>対象事業 福祉目的事業の実施 公的行事への参加 利用団体が主催する交流事業等 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業</p> <p>H20年度実績 マイクロバス：227台 大型バス：114台</p>	<p>町での事業なし 町社会福祉協議会の事業で実施「福祉バス運行事業」</p> <p>対象事業：特別会員（町内団体）が行う事業で次に掲げる事業 老人福祉活動に関する事業 児童福祉及び青少年の健全育成活動に関する事業 身体障害者福祉活動に関する事業 知的障害者（児）福祉活動に関する事業 母子福祉活動に関する事業 前各号以外の福祉活動に使用する事業 公民館、婦人会、高齢者クラブ、学校の事業 その他会長が必要と認める事業</p> <p>H20年度実績 マイクロバス：376台</p>														

高齢者福祉事業別比較表

事業名	松 江 市	東 出 雲 町
食の自立支援事業	<p>松江市「食」の自立支援事業 (地域支援事業 任意事業)</p> <p>対象者 概ね60歳以上の在宅の一人暮らし・高齢者のみの世帯又はこれらに準ずる世帯に属する高齢者 食事の調理が困難であること 栄養のバランスのとれた食事を確保することが難しいこと 安否確認の必要な者 前4号に該当し、かつ、介護保険の認定調査における基本調査[82 項目]・特記事項・現在受けているサービス等を助成し、自立生活支援判定会議において配食サービスの必要性があると認められた者</p> <p>利用回数 本人の希望を伺った後、特記事項・現在受けているサービス等を助成し、自立生活支援判定会議において決定。</p> <p>利用料 1食：400円、おかずのみ：350円</p> <p>委託料 橋北地区：230円、橋南地区：190円</p> <p>H20年度実績 利用者数：274人 利用食数：80,833食 委託金額：16,671,680円</p>	<p>東出雲町食の自立支援事業 (地域支援事業 介護予防事業)</p> <p>対象者 概ね65歳以上の単身世帯・高齢者のみの世帯・日中独居である高齢者及びこれに準ずる世帯・身体障害者世帯 の者であって、かつ老衰、心身の障害及び疾病等の理由により食事の調理が困難な者</p> <p>利用有効期間 申込みにより調査員による訪問調査を行い、地域ケア会議による審査結果を助成した上で利用の可否を決定 決定日から6ヶ月目の月末まで有効(当該年度末まで6ヶ月に満たない場合は、当該年度の末日まで)申請により継続利用可</p> <p>利用料 1食：400円</p> <p>委託料 1食あたり850円を上限(利用者負担400円を差し引き支払)</p> <p>H20年度実績 無し</p>
老人福祉施設入所措置	<p>根拠法令等 老人福祉法 老人福祉法施行細則(市規則) 松江市老人福祉施設入所措置に係る費用徴収規則(市規則)</p> <p>対象者 法第11条の規定による 入所判定委員会において施設入所措置の要否を判定</p> <p>被措置者数 124人(H21.4.1現在)</p> <p>被措置者の負担金 法第28条の規定による</p> <p>措置費の支弁 法第21条の規定による 支弁額は国の指針により算定</p> <p>措置施設 市内2施設+市外5施設(H21.4.1現在)</p>	<p>根拠法令等 老人福祉法 老人福祉法施行細則(町規則) 老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則(町規則)</p> <p>対象者 法第11条の規定による 入所判定委員会において施設入所措置の要否を決定</p> <p>被措置者数 3人(H21.4.1現在)</p> <p>被措置者の負担金 法第28条の規定による</p> <p>措置費の支弁 法第21条の規定による 支弁額は国の指針により施設の所在市町村が算定</p> <p>措置施設 町外3施設(H21.4.1現在)</p>
日常生活用具貸与事業	<p>対象者 概ね65歳以上の在宅の寝たきり高齢者、介護を要する認知症高齢者又は一人暮らし高齢者のうち、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な方で、その属する世帯の全ての世帯員が申請に係る年度の前年度の市町村民税が非課税の方。</p> <p>助成内容 電磁調理器(20,000円)、火災警報器(7,500円)、自動消火器(15,000円) 上記を限度に購入金額の2分の1(千円未満切捨て)を助成。 H20実績： 19,000円(電磁調理器1台、火災警報器1ヶ、自動消火器1ヶ)</p>	<p>対象者 町内在住の在宅療養者で、短期間の介護状態にある者や日常生活用具の使用により自立した生活が送れる者等(介護認定者は除く)</p> <p>貸与品 車椅子</p> <p>利用料 無料</p> <p>その他 地域ケア会議による審査結果助成により要否決定</p>

高齢者福祉事業別比較表

事業名	松江市	東出雲町
高齢者福祉手帳交付事業	<p>手帳に市の施設の入場料などの割引特典を持たせ、高齢者の社会参加と地域交流の促進を図る。 対象者：満65歳以上の市民（S61.4.1～） 高齢者バス割引は70歳以上が対象</p> <p>H20年度実績 手帳発行数：2,508冊（新規分（再交付分含）） 現在の状況：46,858人（H21.10末 65歳以上の人口数）</p>	対象事業なし
外国人高年齢者福祉手当支給事業	<p>大正15年4月1日以前の出生した者で外国人登録をしている無年金者に対して福祉手当を支給する。</p> <p>支給月額：15,000円 $\textcircled{1}15,000\text{円} \times 6\text{人} \times 12\text{月} = 1,080,000\text{円}$ $\textcircled{2}15,000\text{円} \times 1\text{人} \times 3\text{月} = 45,000\text{円}$ 合計 1,125,000円</p>	<p>対象事業なし</p> <p>松江市の対象要件を満たす対象者なし。</p>
安心ライフ援助事業	<p>介護保険の対象とならない、庭・庭木等家周りの手入れ等日常生活の支援（家事援助）を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう援助をする。</p> <p>対象者 介護保険の要介護認定において、要支援以上と認定された概ね65歳以上の在宅の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、申請に係る年度の前年度の市町村民税が非課税の方。</p> <p>利用時間 年間8時間まで</p> <p>利用者負担 30分当り50円</p> <p>委託先 松江市シルバー人材センター 特定非営利活動法人 八雲総合サービス協会</p> <p>委託料 1時間当り 1,000円</p> <p>その他 自立生活支援判定会議により要否を決定</p> <p>H20年度実績 年間利用人数 99人 427.5時間 委託料 427,500円 収納事務委託費 1,071円</p>	対象事業なし

高齢者福祉事業別比較表

事業名	松 江 市	東 出 雲 町
<p>寝具洗濯乾燥消毒サービス事業</p> <p>対象者 介護保険の要介護認定において要介護4以上と認定された概ね65歳以上の在宅の高齢者又は、身体障害者手帳所持者で肢体不自由にかかる障害の等級が1, 2級の方を有する世帯でその属する世帯の全ての世帯員が、申請に係る年度の前年度の市町村民税が非課税又は均等割のみ課税の方。</p> <p>利用回数 年度2回まで 利用者負担 1回 500円 委託先 クリーニング業者〔市登録業者〕 委託金額 敷布団 1枚 2,000円 掛布団 1枚 2,100円 毛布 1枚 800円</p> <p>H20年度実績 利用人員 4人 利用回数 7回 委託料 34,405円（収納委託費含）</p> <p>ふとん乾燥消毒出張サービス事業</p> <p>対象者 介護保険の要介護認定において、要支援以上と認定された概ね65歳以上の在宅一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯。</p> <p>利用回数 年度6回まで 利用者負担 市町村民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯 200円/回 委託先 (社)松江市シルバー人材センター 委託金額 1回 2,000円（実績分） 316,000円（事務経費）</p> <p>H20年度実績 利用人員 75人 利用回数 242回 委託料 863,473円（収納委託費含）</p>		<p>対象事業なし</p>
<p>高齢者バス割引乗車事業</p> <p>対象者 次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする 松江市内に住所を有する者 高齢者福祉手帳を所持し、かつ、割引シールを手帳に貼り付けている者 運賃の支払いにバスカードを使用する者</p> <p>割引額 松江市内で乗車または、降車する場合に1回の乗車につき、100円を割引</p> <p>H20年度実績 補助金額 66,546,450円 利用回数 670,073回</p>		<p>対象事業なし</p>
<p>一畑電対車沿線地域</p> <p>対象者 一畑電車沿線地域に居住する70歳以上の高齢者</p> <p>割引額 一畑電車を利用した場合に100円を助成</p>		<p>対象事業なし</p>

最近の合併事例における高齢者福祉事業の取扱い

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	<p>高齢者福祉事業の取扱いについては、原則として高崎市の制度に統一する。ただし、高齢者の実態や地域の特性等により両市町において制度に大きな差異があるものについては、地域の実情等に十分配慮して調整するものとする。</p> <p>(1) 在宅介護サービス 訪問介護サービスについては、高崎市の制度を基本とし、合併時までに調整す</p> <p>(2) 生活支援サービス ア 歩行補助車購入費補助事業については、当面現行どおりとし、合併後、地域の実情を勘案しながら平成23年度を目途に調整する。 イ 老人性白内障特殊眼鏡等購入費助成事業及び介護用車両購入費補助事業については、当面現行どおりとし、合併後、地域の実情を勘案しながら平成22年度を目途に調整し統一する。</p> <p>(3) 生きがい活動支援 ア 敬老祝金及び100歳到達時の祝金については、当面現行どおりとし、平成23年度を目途に調整する。 イ 敬老事業については、これまでの経緯や地域性に配慮したうえで、今後の実施方法等について検討する。</p>
	多野郡吉井町	24,987		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	<p>(1) シルバー人材センターについては、合併時に統合できるよう指導する。</p> <p>(2) 老人クラブ関係補助金については、合併時に福島市の制度に統一する。また、老人クラブ連合会の統合を促進する。</p> <p>(3) 老人デイ・ホーム事業については、合併時に廃止する。</p> <p>(4) その他の高齢者福祉事業については、合併時に福島市の制度に統一する。</p>
	伊達郡飯野町	6,488		
島田市 (静岡県) H20.4.1	島田市	96,078	編入	<p>(1) 高齢者保健福祉計画は、現在の島田市・川根町の計画の集合をもって合併後の市の計画とし、平成20年度に作成する第5次計画において全市域を対象とした計画に再編する。</p> <p>(2) 敬老祝品は、贈呈対象者及び祝品を合併時に再編する。</p> <p>(3) 地域包括支援センターは、島田市・川根町のセンターを現行どおり存続させ、合併後に策定する第4期介護保険事業計画の中で総合的に検討する。</p> <p>(4) 福祉介護手当は、合併時に廃止する。</p> <p>(5) 川根町で実施している高齢者はり・灸・マッサージ費用助成は、合併時に廃止する。</p>
	榛原郡川根町	6,030		

議案（ 27 ）

障がい者福祉事業の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成22年1月25日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

障がい者福祉事業の取扱いについて

- （ 1 ） 障害者計画及び障害福祉計画については、松江市の計画に統合する。ただし、国の動向等を踏まえながら、合併後に必要な見直しを図る。
- （ 2 ） 相談支援については、松江市の制度を基本とし、関係機関との連携強化により、全市的な相談支援体制の充実を図る。
- （ 3 ） 就労支援については、松江市の制度を基本とし、関係機関との連携強化により、全市的な就労・雇用支援体制の充実を図る。
- （ 4 ） その他の個別事業については、松江市の制度に統一する方向で調整する。ただし、地域性により合併時に統一が困難な場合は、合併後に調整する。

(参考資料)

障がい者福祉事業に関する根拠法令(抜粋)

『障害者基本法』

(目的)

第1条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

(障害者基本計画等)

第9条

1～2(略)

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7(略)

8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第4項及び第7項の規定は障害者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第6項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

『障害者自立支援法』

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市町村等の責務)

第2条 市町村は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児(以下「障害者等」という。)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- (2) 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- (3) 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

2～3(略)

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (2) 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (4) その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

3～6(略)

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

障がい者福祉事業別比較表

	松江市	東出雲町
1. 障害者手帳所持者数		
身障手帳 (H21.3.31)	8,658人	383人
療育手帳 (H21.3.31)	1,599人	94人
精神手帳 (H21.5.29)	935人	37人
合 計	11,192人	514人
2. 障害者計画等		
障害者計画	「松江市障害者基本計画」 ・根拠法令: 障害者基本法 ・内 容 : 障害者施策の基本方針 ・計画期間: 平成18～27年度	「東出雲町障害者計画」 ・根拠法令: 障害者基本法 ・内 容 : 障害者施策の基本方針 ・計画期間: 平成18～23年度
障害福祉計画	「松江市障害福祉計画」 ・根拠法令: 障害者自立支援法 ・内容: 障害福祉サービスの見込み量等 ・計画期間: 第2期 平成21～23年度	「東出雲町障害福祉計画」 ・根拠法令: 障害者自立支援法 ・内容: 障害福祉サービスの目標量、供給体制 ・計画期間: 第2期 平成21～23年度
3. 相談支援事業		
概 要	日常生活及びサービス利用調整等の相談支援 市内5事業所へ事業委託 松江市社協へ事業委託(相談員3名配置) 市役所へ専任保健師1名配置	日常生活及びサービス利用調整等の相談支援 役場保健師対応
利用者負担	なし	なし
H20実績	相談件数 18,144件、事業費 51,613千円	相談件数 474件、事業費 0千円
4. ストマ用装具助成金支給事業		
概 要	ストマ用装具(蓄便袋、蓄尿袋等)の購入費助成	同左
助成額	所得税額に応じて、基準額の2分の1～全額 (基準額: 2ヶ月分当蓄便袋17,716円、蓄尿袋23,278円)	2分の1
H20実績	3,324件(約280人) / 29,114千円	10人 / 85千円
5. 更生訓練費給付事業		
概 要	就労訓練等サービス利用者への用具費や通所にかかる経費の一部助成	同左
助成額	訓練にかかる経費 月1,600円～ 通所にかかる経費 日280円まで	同左
H20実績	106人 / 4,346千円	実績無し

	松江市	東出雲町
6. 施設入所者就職支度金給付事業		
概要	就労訓練等サービス終了者が就職する際の支度経費一部助成	-
助成額	1人当 36千円	-
H20実績	13人 / 468千円	-
7. 職親委託事業		
概要	職親による知的障がい者の指導訓練 委託料月額 15日以上 30千円 15日未満 15千円	同左
H20実績	1件 / 75千円	1件 / 360千円
8. 日常生活用具給付事業		
概要	日常生活上必要な福祉用具の給付及び住宅改修	同左
利用者負担	用具ごとに定める基準額の1割	同左
H20実績	508件 / 10,219千円	139件 / 1,589千円
9. 移動補助用具支援事業		
概要	福祉車両の購入及び改造助成 なし 日常生活用具給付事業として実施	福祉車両の購入及び改造助成 簡易移乗用具の購入助成
助成額	3分の2以内で、 上限 車両購入5万円、改造20万円	3分の2以内で、上限40万円
H20実績	6件 / 300千円	1件 / 400千円
10. 聴覚障がい者コミュニケーション支援事業		
概要	聴覚障がい者・団体を対象とした、 手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者の派遣 専任手話通訳者設置(市役所3人)	同左 なし
利用者負担	個人負担なし、団体負担あり	同左
H20実績	派遣回数 615回 / 2,838千円 専任通訳 3人 / 6,854千円	派遣回数 23回 / 82千円
11. 手話奉仕員及び要約筆記者養成事業		
概要	手話奉仕員養成講座の開催 要約筆記者養成講座の開催	同左
H20実績	手話奉仕員 28人 / 299千円 要約筆記者 5人 / 500千円	なし H21から松江市と共同開催

	松江市	東出雲町
12. 移動支援事業		
概要	外出時における移動の付き添い、介護等 個別移動支援(マンツーマン) 通勤通学支援(自宅～学校、職場) グループ支援 (介護者1人が利用者3人を同時支援)	外出時における移動の付き添い、介護等 個別移動支援(マンツーマン) なし なし
利用者負担	サービス費用の1割 (例)身体介護を伴わない場合 1時間 105円～ 身体介護を伴う場合 1時間 254円～	サービス費用の1割 (例)1時間 230円～
H20実績	実利用人数 256人 / 81,886千円	3件 / 213千円
13. 日中一時支援事業		
概要	施設における宿泊を伴わない日中一時預かり	同左
利用者負担	サービス費用の1割 (例)4時間未満 94円～	サービス費用の1割 (例)4時間未満 179円～
H20実績	実利用人数 137人(1,855日) / 13,122千円	2件 / 41千円
14. 地域活動支援センター機能強化事業		
概要	地域での日中活動の場を提供する地域活動支援センターへの補助金等	同左
補助金額	施設の規模、種類、定員等により区分 型 施設補助金 10,000千円 / 年間 型 利用者×報酬単価による個別給付 型 施設補助金 5,500千円 / 年間 基礎A型 施設補助金 5,000千円 / 年間 基礎B型 施設補助金 2,500千円 / 年間	施設の規模、種類、定員等により区分 型 施設補助金 6,000千円 / 年間 型 施設補助金 3,000千円 / 年間 型 施設補助金 1,500千円 / 年間
H20実績	施設数: 型1箇所、型2箇所、 型6箇所、基礎B1箇所 事業費: 61,503千円	施設数: 型1箇所 事業費: 1,500千円
15. 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業		
概要	自動車運転免許取得費用の一部助成 自動車改造費用の一部助成	同左
助成額	3分の2 上限10万円 10分の10 上限10万円まで	3分の2 上限10万円 3分の2 上限10万円
H20実績	12件 / 1,200千円	1件 / 73千円
16. 障がい児・者一時預かり(レスパイト)事業		
概要	介護人が保護者に代わって在宅の障がい児者を一時保護する	同左
利用者負担	1時間 250円～	1時間 600円～
H20実績	実利用者 91人	実利用者 なし

	松江市	東出雲町
17. 精神保健事業		
概要	精神障がい者家族会の交流、研修会等支援	同左
H20実績	・精神障がい者交流会 年30回 (鹿島支所、大野地区) ・家族会 年13回 (6支所)	・デイケア 年9回 ・家族会 年2回
18. タクシー利用料助成事業		
概要	通院等で利用するタクシー料金の一部助成 対象者: 重度障がい者 (身障1,2級、療育A、精神1級)	-
助成額	利用券交付 500円×月6枚(年間72枚)	-
H20実績	1,225人 / 14,143千円	-
19. 路線バス優待事業(無料バスカード発行)		
概要	市内路線バス料金の全額助成 対象者: 障害者手帳所持者 (身体、知的、精神、一部介護者含む)	-
助成額	全額(無料バスカードの交付)	-
H20実績	7,359人 / 82,020千円	-
20. 腎臓機能障がい者通院費助成事業		
概要	人工透析にかかる通院費の助成 対象者: 腎臓機能障がい1級かつ 週2回以上通院する者	人工透析にかかる通院費の助成 対象者: 腎臓機能障害1級
助成額	自家用車利用 片道5キロ以上 1回500円、月上限2,000円 公共交通機関利用 (バス) 障害者割引運賃の半額 タクシー利用 500円券×月2枚～6枚 No18 タクシー利用料助成との併用可能	自家用車やタクシーの利用にかかわらず、自宅 から病院までの公共交通機関障害者割引後の 運賃の半額
H20実績	208人 / 5,148千円	14人 / 425千円
21. 自立支援医療(精神通院医療)助成事業		
概要	精神通院医療の自己負担金一部助成 対象者: 精神通院医療受給者証交付者	同左
助成額	病院、訪問看護: 月額自己負担1,000円を 超える金額 薬局: 月額自己負担全額	病院、薬局: 月額自己負担500円を超える金額
H20実績	3,134人 / 48,972千円	216人 / 3,110千円

	松江市	東出雲町
2.2. 障がい児ミニ療育事業		
概要	就学前の障がい児とその家族を対象とした療育指導 就学している障がい児の社会交流活動等	同左
会場	子育て支援センター「なかよし教室」	揖屋幼稚園等
H20実績	134回/年(週2,3回) 年間延べ利用者1,788人	25回/年(月2,3回) 年間延べ利用者118人 4回/年 1回当たり3~4組程度参加

最近の合併事例における障がい者福祉事業の取扱いについて

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併の 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
佐世保市 (長崎県) H22.3.31 (予定)	佐世保市	248,041	編入	佐世保市の制度に合わせる。 ただし、2町において対象者であった者については、 <u>合併年度及びそれに続く3年間、各町の制度をそれぞれ適用する。</u>
	北松浦郡 江迎町	5,922		
	北松浦郡 鹿町町	5,390		
長野市 (長野県) H22.1.1 (予定)	長野市	378,512	編入	長野市の制度に統一する。ただし、 1 障害者行動計画(障害者計画・障害者福祉計画)については、 <u>合併後に新たな計画を策定する。障害福祉計画については、合併後に計画変更を行う。</u> 2 ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム設置事業について、信州新町は高齢者対象の緊急通報システム設置事業を適用し、中条村は現行のとおりとする。ただし、信州新町及び中条村の費用負担及び新規設置に係る対象者については、長野市の制度に統一する。 3 中条村の障害者移送サービス事業のうち、移送サービスは廃止するが、有償運送サービスは現行のとおりとする。ただし、中条村の有償運送サービスは合併後、地域福祉を担う団体の運行体制が整った段階で、長野市社会福祉協議会が実施する福祉移送サービスへ移行するよう調整する。 4 信州新町及び中条村の <u>地域活動支援センター事業については、現行のとおりとする。ただし、利用者については、長野市の制度に統一する。</u> 5 信州新町の地域共生型生活ホーム設置及び管理、精神障害者社会復帰施設管理運営については、合併までに調整する。
	上水内郡 信州新町	5,535		
	上水内郡 中条村	2,525		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併の 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
宮古市 (岩手県) H22.1.1	宮古市	60,250	編入	<p>1 <u>身体障害者自動車改造費等助成事業、身体障害者運転免許取得費助成事業については、宮古市の制度を基準に合併時に統一する。</u></p> <p>2 進行性筋委縮症等給付事務、家庭訪問事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>3 <u>福祉タクシー事業については、宮古市の制度を基準に合併時に調整する。</u></p> <p>4 重度障害者家族介護慰労金給付事業については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。</p>
	下閉伊郡 川井村	3,338		
気仙沼市 (宮城県) H21.9.1	気仙沼市	58,320	編入	<p>1 <u>障害者計画については、合併後、気仙沼市の計画を見直しする。ただし、計画が見直しされるまでは、気仙沼市の計画を運用する。</u></p> <p>2 <u>障害福祉計画については、本吉町の計画を合併後に気仙沼市の計画に統合する。</u></p> <p>3 特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当については、気仙沼市の制度に統一する。</p> <p>4 介護給付事業、訓練等給付事業、旧法施設支援事業、自立支援医療及び補装具給付費事業については、気仙沼市の制度に統一する。</p> <p>5 知的障害者通所授産施設事業については、現行のとおり実施する。</p> <p>6 心身障害児通園施設事業については、気仙沼市の制度を適用する。</p> <p>7 知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業については、気仙沼市の制度に統一する。</p> <p>8 心身障害者医療費助成事業については、気仙沼市の制度に統一する。</p> <p>9 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業については 合併年度は現行のとおりとし、次年度に気仙沼市の制度に統一する。ただし、月額限度額を廃止する。</p>
	本吉郡 本吉町	11,588		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	<p>(1) <u>障害者計画及び障害福祉計画</u>については、<u>現行のまま新市に引き継ぎ、平成23年度に新市の次期計画を策定する。</u></p> <p>(2) 障害者福祉事業サービス ア 自立支援給付費事業のうち介護給付費については、<u>合併時に高崎市の制度等に統一する。</u> イ <u>地域生活支援事業のうち訪問入浴サービス事業及び福祉タクシー事業等については、現行のまま新市に引き継ぎ、平成22年度を目途に調整し統一する。</u> ウ 障害者見舞金等支給事業のうち在宅心身障害者介護手当及び特別支援学校就学児助成金については、合併時に高崎市の制度等に統一する。</p>
	多野郡 吉井町	24,987		
真岡市 (栃木県) H21.3.23	真岡市	66,362	編入	<p>1 障害者計画及び障害福祉計画については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 障害者計画については、<u>合併時に真岡市の計画を基準に統合し、平成23年度に第2期計画を策定する。</u></p> <p>(2) 障害福祉計画については、平成21年度を初年度とする第2期計画を<u>平成20年度に策定する。</u></p> <p>2 各種手当については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 二宮町の特別障害者手当等については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ、真岡市の事務に統合する。</p> <p>(2) 精神障害者福祉手当については、合併時に真岡市の制度を適用する。</p> <p>(3) 特定患者福祉手当については、合併時に真岡市の制度に統一する。</p> <p>3 自立支援給付については、現行のとおりとする。</p>
	芳賀郡 二宮町	16,640		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
				<p>4 地域生活支援事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業、移動支援事業及び日中一時支援事業</u>については、<u>合併時に真岡市の制度に統一する。</u></p> <p>(2) <u>相談支援事業及びコミュニケーション支援事業</u>については、<u>現行のとおりとする。</u></p> <p>5 心身障害児通園ホーム運営事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。</p> <p>6 重度心身障害者医療費助成事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。</p>
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	<p>(1) <u>団体運営費補助事業</u>については、<u>合併時に各団体が統合できるよう、条件整備する。</u></p> <p>(2) <u>その他の障がい者福祉事業</u>については、<u>合併時に福島市の制度に統一する。</u></p>
	伊達郡 飯野町	6,488		

議案（ 28 ）

都市計画区域等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 25 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

都市計画区域等の取扱いについて

- （ 1 ）都市計画区域については、現行のとおり松江市に引き継ぐものとする。
- （ 2 ）都市計画に関する基本的な方針を定める都市計画マスタープランについては、平成 24 年度に見直しを行う。ただし、見直しを行うまでの間は、両市町のマスタープランを地区毎に適用する。
- （ 3 ）都市計画審議会については、松江市の組織に統一する。

(参考資料)

都市計画区域等に関する根拠法令（抜粋）

『都市計画法』

(目的)

第1条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(都市計画の基本理念)

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(定義)

第4条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

2 以下略

(都市計画区域)

第5条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

2 (略)

3 都道府県は、前2項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 (略)

5 都市計画区域の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することによつて行なう。

6 前各項の規定は、都市計画区域の変更又は廃止について準用する。

(都市計画に関する基礎調査)

(区域区分)

第7条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分(以下「区域区分」という。)を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

(1) (略)

(2) (略)

2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(市町村の都市計画の決定)

第19条 市町村は、市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 (略)

3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画(都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

4 (略)

5 (略)

『都市計画法施行令』

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

第2条 法第5条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次の各号の一に掲げるものとする。

- (1) 当該町村の人口が1万以上であり、かつ、商工業その他の都市的業態に従事する者の数が全就業者数の50パーセント以上であること。
- (2) 当該町村の発展の動向、人口及び産業の将来の見通し等からみて、おおむね十年以内に前号に該当することとなると認められること。
- (3) 当該町村の中心の市街地を形成している区域内の人口が3,000以上であること。
- (4) 温泉その他の観光資源があることにより多数人が集中するため、特に、良好な都市環境の形成を図る必要があること。
- (5) 火災、震災その他の災害により当該町村の市街地を形成している区域内の相当数の建築物が滅失した場合において、当該町村の市街地の健全な復興を図る必要があること。

調整の内容		都市計画区域、都市計画マスタープラン、都市計画審議会審議会委員	
区分	松江圏域都市計画区域		六道都市計画区域
		東出雲町の一部	松江市の一部 (旧松江市の一部・旧玉湯町の一部)
都市計画区域	(都市計画決定の状況) 都市計画区域 1,913ha ・市街化区域 399ha ・市街化調整区域 1,514ha	(都市計画決定の状況) 都市計画区域 15,932ha ・市街化区域 2,848ha ・市街化調整区域 13,084ha	(都市計画決定の状況) 都市計画区域 2,000ha ・用途区域 218ha ・用途地域外 1,782ha
都市計画 マスタープラン	(計画の策定状況) 1. 計画の名称 東出雲町都市計画マスタープラン 2. 策定年月日 平成16年9月 3. 計画期間 平成17年度～平成37年度	(計画の策定状況) 1. 計画の名称 松江市都市計画マスタープラン 2. 策定年月日 平成20年3月 3. 計画期間 平成20年度～平成29年度	
都市計画審議会	(審議会の状況) 1. 審議会委員 11名以内 内訳 学識経験者 7名 議員 3名 計10名	(審議会の状況) 1. 審議会委員 15名以内 内訳 学識経験者 7名 議員 6名 県土木事務所長 1名 松江警察署長 1名 計15名	
	2. 任期2年(平成23年2月11日)	2. 任期2年(平成23年8月31日)	

最近の合併事例における都市計画区域等の取扱い

取扱い内容	関係市町村		合併の方式	取扱い内容
	市町村名	人口(H17国調)		
宮崎市 (宮崎県) H22.3.23(予定)	宮崎市	310,123	編入	宮崎市の制度等に統一する。 合併後2年を目処に、宮崎市都市計画マスタープランを改訂する。
	宮崎郡清武町	28,696		
清須市 (愛知県) H21.10.5	清須市	55,038	編入	都市計画関係事業については、原則として清須市の例による。 1 都市計画区域及び用途地域等については、新市に引き継ぐ。 2 都市計画マスタープランについては、新市に引き継ぐ。 3 都市公園占用料については、清須市の例による。
	西春日井郡春日町	8,320		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	富士川都市計画区域については、区域区分(線引き)の設定を視野に入れ、既成市街地や将来的に市街化を図っていくべき地域について、合併の日の前日までに用途地域を指定する。また、合併後、速やかに富士川都市計画区域を岳南広域都市計画区域に編入し、その時期に合わせて区域区分の設定を行う。 狭あい道路拡幅整備事業については、合併時に富士市の制度に統一することとし、円滑に移行できるよう周知を行う。
	庵原郡富士川町	16,823		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	マスタープランについては合併後に再編する福島市総合計画との整合性を確認したうえで再編する。 都市計画区域の線引きについては、平成22年・23年頃に見込まれる次期線引き前に合併となった場合は、当面、現行の都市計画のままとせざるを得ない。状況が整えば次期都市計画の線引きにおいて、区域区分を検討する。
	伊達郡飯野町	6,488		

議案（ 29 ）

公立幼稚園保育料等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 25 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

公立幼稚園保育料等の取扱いについて

公立幼稚園保育料等の取扱いについては、合併年度は現行のとおりとし、段階的に松江市の例により統一する方向で調整する。

(参考資料)

公立幼稚園保育料等に関する根拠法令(抜粋)

『学校教育法』

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第6条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- (1) 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- (2) 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- (3) 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- (4) 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- (5) 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第26条 幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

『地方自治法』

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2～3(略)

公立幼稚園の現状（平成21年5月1日現在）

区分	松江市		東出雲町
	幼稚園	幼保園	幼稚園
1.園数	28園（うち2園休園）	1園	3園
2.通園区域	設定なし	設定なし	設定なし
2.学級定数	3歳児 25人	3歳児 30人	3歳児 20人
	4歳児 35人	4歳児 30人	4歳児 30人
	5歳児 35人	5歳児 30人	5歳児 35人
	定数合計 2,475人	定数合計 210人	定数合計 325人
3.園児数	3歳児 281人	3歳児 30人	3歳児 47人
	4歳児 438人	4歳児 80人	4歳児 42人
	5歳児 482人	5歳児 79人	5歳児 66人
	合計 1,201人	合計 189人	合計 155人
4.保育時間	・通常保育 (3歳)9時～13時30分 (4・5歳)9時～14時	・短時間保育 (3歳)9時～13時30分 (4・5歳)9時～14時 ・長時間保育(3～5歳) 7時～18時	・通常保育 9時～14時
	・預かり保育 8時～9時/14時～18時	・延長保育(長時間保育のみ) 18時～19時	
	・一時預かり保育 14時～17時 月10日以内	・一時預かり保育 14時～17時 月10日以内	・一時預かり保育 14時～17時 月10日以内
5.保育料等	・入園料 4,000円	・入園料 4,000円	・入園料 なし
	・保育料 8,700円/月	・短時間保育(8月除く) 9,500円/月 +給食費4,000円 ・長時間保育 (3歳)22,600円/月 +給食費6,400円 (4・5歳)22,100円/月 +給食費6,400円	・保育料 6,700円/月
	・預かり保育料 8,000円/月	・延長保育(長時間保育のみ) 300円/日	
	・一時預かり保育料 300円/日	・一時預かり保育料 300円/日	・一時預かり保育料 600円/日
6.給食	旧松江市18園 未実施 旧八束郡 8園 実施	実施	実施

公立幼稚園保育料の現状

(単位：円)

地域区分	料金区分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
東出雲町	保育料(月)	6,100	6,100	6,100	6,100	6,700
	入園料	0	0	0	0	0
松江市	保育料(月)	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700
	入園料	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
鹿島町	保育料(月)	5,500	5,500	6,800	7,700	同上
	入園料	300	300	1,600	2,900	
八雲町	保育料(月)	6,100	6,100	同上	同上	
	入園料	0	0			
玉湯町	保育料(月)	6,100	6,100	同上	同上	
	入園料	1,200	1,200			
宍道町	保育料(月)	5,900	5,900	同上	同上	
	入園料	0	0			

島根町、美保関町、八束町は施設なし。

旧八束郡地域の保育料は、平成18年度までは旧町村の料金を賦課、平成19年度から段階的に調整し、平成21年度に松江市全体として統一を図っている。

最近の合併事例における公立幼稚園保育料等の取扱いについて

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併の 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
長野市 (長野県) H22.1.1 (予定)	長野市	378,512	編入	中条村の認定こども園の幼稚園機能保育料については、現行のとおりとする。 ただし、中条村の土曜日、春夏冬休み及び振替休業日等の預かり保育料は、平成22年度から長野市一時保育保護者費用負担を適用する。
	上水内郡 信州新町	5,535		
	上水内郡 中条村	2,525		
気仙沼市 (宮城県) H21.9.1	気仙沼市	58,320	編入	幼稚園については、次のとおりとする。 (1)授業料等については、合併時は現行のとおりとし、合併後3年以内に調整する。 (2)保育時間については、合併年度は現行のとおりとし、次年度に気仙沼市の制度に統一する。 (3)預かり保育については、本吉町の制度を適用する。ただし、保育料及び保育時間については、合併時は現行のとおりとし、合併後3年以内に調整する。
	本吉郡 本吉町	11,588		
日南市 (宮崎県) H21.3.30	日南市	44,227	新設	北郷町立の幼稚園については、合併前に認定こども園として保育所と統合し、新市に引き継ぐ。新市において新市全体の幼稚園・保育所・児童館の統廃合や再配置・再編、民間委託等を検討する。
	南那珂郡 北郷町	5,073		
	南那珂郡 南郷町	11,614		
焼津市 (静岡県) H20.11.1	焼津市	120,109	編入	公立幼稚園に関すること 保育料及び保育時間は合併の日から大井川町の例により統一し、保育年数は当面は現行のとおりとする。
	志太郡 大井川町	22,992		